

第十五回 参議院人事委員会會議録第七号

昭和二十七年十二月二十三日(火曜日)
午後二時十二分開会

委員の異動

十二月二十二日委員北村一男君及び木下源吾君辞任につき、その補欠として重宗雄三君及び千葉信君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 門田 定藏君
理事 カニエ邦彦君

委員

千葉 信君
紅露 みつ君

委員外議員

三浦 辰雄君

政府委員

菅野 義丸君

内閣官房副長官

総理府事務官

(内閣総理大臣官房審議室長事務代理)

久田 富治君

人事院事務総局給与局長

滝本 忠男君

大蔵省主計局給与課長

岸本 晋君

事務局側

常任委員 熊登御堂定君

会専門員

説明員 行政管理局 岡部 史郎君

管理部長

本日、の会議に付した事件

○委員長の報告
○一般職の職員に給する法律の

一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特別職の職員に給する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(門田定藏君) 只今より委員会を開会いたします。

会議に先立ちましてちよつと御報告いたします。本日議院運営委員長から各委員会に対し自然休会に関する申入れがありました。

申入れの要旨は、本日の議院運営委員会において左の通り申合せを行なつたので、各委員会の協力をお願いする。

記 各委員会において審議中の議案については、今、明日中に委員会及び本会議の審議を終了し、十二月二十五日以降明年一月二十日まで自然休会とする。

大体右のような御申入れがありました。ちよつと速記をとめて。

○委員長(門田定藏君) 速記を始め

て。

○委員長(三浦君)の発言を許可することにより御異議ございませんか。

○委員長(門田定藏君) それでは発言を許可することにいたします。

○委員長(門田定藏君) それでは一般職の職員に給する法律の一部を

改正する法律案及び特別職の職員に給する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から出席しておられますのは菅野内閣官房副長官、久田内閣総理大臣官房審議室長、岸本大蔵省給与課長、滝本人事院給与局長であります。質疑のあるかたは順次御質疑を願います。

○千葉信君 ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(門田定藏君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(門田定藏君) 速記を始め

て。

○千葉信君 最初に滝本さんにお伺いしたいと思うのですが、政府原案の第十九条の三に関連する問題ですが、今大体一般職の職員等に対する超過勤務手当、若くは第十九条の三に言われている超過勤務手当等という表現をされている給与は、平均してどのくらいの給与額の中の比率になつてゐるか、或いは又、今の平均給与に対してどのくらいの比率になつてゐるか、どちらからでも結構ですから。

○政府委員(滝本忠男君) 只今超過勤務手当につきましても、我々のほうといたしましては、実情をよく調べているのであります。俸給と勤務地手当に對しましては、大体一三%強というくらいな平均のところになつてゐるのであります。

○千葉信君 それは一般職の職員全体に對してそういう数字になつておりますか。

○政府委員(滝本忠男君) 只今申上げましたのは、全体を平均いたしましての話であります。

○千葉信君 これが各省別ということになりますと、この手当の割合はかなり各省ごとに違つてゐるようですね。

○政府委員(滝本忠男君) これは各省別になつて参りますと、或る程度違いはあるようでございます。又事實上現業的なところと、それから非現業の官庁におきましても又違いがあるようでございます。

○千葉信君 今の質問は、これは全体の割合の問題ですが、これを更に今度政府原案の十九条の三によつて適用を除外される管理者等に対する従来の支給の状況はどういう状況になつておりますか。

○政府委員(滝本忠男君) これは管理者というところで、はつきりなかくいたさないのではありませんが、殊に管理者のほうにおきましては、事実上この命令は勿論出してないわけでありまして、いふまでも、事実上勤務が長くなるというふうな場合にも、必ずしも超過勤務手当をやつたということを明記いたしません場合もありますし、しまして、これは管理者としては必ずしもはつきりつかみ得ない、我々のほうといたしましては、つかみ得ない状況でございます。ただ事実上管理者は職務の性質上非常に勤務が長くなることは多

いであらうというように考えております。

○千葉信君 そうしますと、人事院としては管理者に対する超過勤務手当、若くは宿日直、夜勤手当、休日給というふうなもの、支給は、明確にまだどの程度実際に支給されているかどうかということ、はつきりしないという、こういうことになりますか。

○政府委員(滝本忠男君) 現在この超過勤務手当の二十七年の予算に計上いたしてあります額はわかつております。それから又こういう問題を扱います場合には、やはり実績というものが相当わからなければならぬというところでございます。先般来調べたのであります。極く簡単な抜き検査的なものは一応終了してしましたけれども、併しそういうことだけで問題を判断するということとは、これはやはり慎重を欠く傾向があります。管理者というふうな人々の超過勤務の実態がどうなつてゐるものであるかということ、給与局等から現在取調つてゐまして、これは間もなく、まとまるだらうというふうな考えております。

○千葉信君 そういたしますと、超過勤務手当等の給与を、今年は特別調整額と言いますか、調整を行なつて、本俸以外に給与額としてこれを支給することになりそうなんです、こういう方針をお考えになつた人事院当局のお立場として、実態はわからないままにこ

ういふ方針をお立てになつたといふことになるのですか。

○政府委員(滝本忠男君) 具体的詳細のいふの調査は、その当時いたしてなくて、現在、先ほど申し上げましたように、現在調査を進行中でございます。これはまともなと思ひます。併しこれはサンプル的な調査は従来としていたしておつたのであります。そういう資料に基づきまして、人事院といたしましては、特別調整額といふことは言わなかつたのでございますが、いわゆる管理的な職務に従事いたしまするものの勤務の形態から見まして、時間的にこれをつかんで行くといふことは非常に実情に沿わない点があるのではなからうかといふふうに考えます。これは現在人事院で立案中の給与準則におきましても、そういうものの考え方を取入れようと思つておつたのであります。この際この問題はできるところからやつて行くのがいいのではなからうかといふふうに考えます。人事院といたしましては、特別調整額とは言わなかつたのでございますが、こういう管理的な職務に對しましては、超過勤務手当を廃止するといふ方向に行きたいといふ考えを持っております。

○千葉信君 従来、これは人事院もそうだろうと思つたのですが、従つて又今度の措置をお考えになられたのだらうと思つたのですが、超過勤務手当等のごときを、管理者に對して支給するといふこと自体がおかしいですね。その職務の性質から言つて、命令によつて居残りをさせられたり、超過勤務をさせられたりする下級従業員等の場合には、当然これは超過勤務手当といふ

制度を設けて、それに対応する給与を考えなければならぬけれども、併し命令する側にあるものの勤務に對して、超過勤務手当を支給する、自己の判断において超過勤務をすればするといふ立場の人に対して、超過勤務手当の制度を置くといふことはこれはおかしい。併し従来又そういう考え方の下に、管理者に對しては先ほど御答弁のように超過勤務手当等は支給されておつた。下級者の超過勤務手当に該當するようになつたと思つたのですが、或る程度下級者の超過勤務手当に該當するようになつた。その予算の中から支出して支給していかぬか知れないけれども、實際の場合においては超過勤務手当そのものを管理者に對して支給するといふことは、給与の根本の考え方から言つて少し筋違ひであることは明らかだと思つた。そういう立場から考へては、人事院のほうとして

は、管理者に對する超過勤務の支給といふことになればつきりしないといふ条件がおのづからあつたと思つた。或る程度実態調査をして見ても、今申上げたように、仮に支給されていゝ場合があるとしても、それは非常に割合も少いし、又支給金額等について、下級職員に比べると、これは実績としてもかなり少い金額であつた。と思つた。ところが今度第十九条の三によつて超過勤務手当等に代る特別調整額といふようなものを設定するといふことになりまして、これを人事院のほうで今準備されている。それが、そういうことになつて、これが支給される。このことになると、同じ超過勤務手当若しくは休日給若しくは宿日直給等の予算が可成り大幅に、管理者に對する給与として廻るといふことに結

論がなつて来ると思つたのであります。そういう状態に對して、今度の補正予算のうちでは、管理者に對する超過勤務手当等の特別調整額切換に伴う給与が、下級職員に對して影響を与えない、犠牲のしわ寄せを起さないといふような含みを、今度の予算にとられてゐるか。又そういう方法をとるべきだといふふうな人事院としては考へてゐた。その点、人事院の考へてゐる限りの見解で結構ですから御答弁を願ひたい。

○政府委員(滝本忠男君) 今千葉委員から御指摘になりましたように、管理的な職務に従事いたしまする者につきまして超過勤務といふような考へはおかしいといふことは御指摘の通りであります。我々もさう考へております。併しながら現実の給与法におきましては、現在の給与法第十六条に超過勤務手当といふものが規定してございまして、これは管理者である一般の職員であるを問はず、やはり時間的に給与が計算されて、そして超過勤務手当が支払われるといふことになつてゐるわけでありまして、従いまして現在の給与法の超過勤務の考へ方といふものは、自分がおかしいといふことを千葉委員が御指摘になりました通り、我々としても、こういう際に、こういう職員に對しましては超過勤務といふことを考へないほうがいいだらう、こういう考へに立つてゐる次第であります。まあ併し、それは申しまして、現実には、そういう勤務をやつておられまして、そしてこれは人により又省庁によりおのづから違ひはあるであらう。それが、現実にはそういう給与が支払われてゐる。といふことでありますならば、こ

れが超過勤務を廃止するといふことによりまして取扱つてしまふといふようなことは、これは甚だおかしいことであらうといふふうな考へる次第であります。従いまして、平均的なものよりつちよつと低い程度という点を我々は狙つてゐる次第であります。その程度のことば、やはり従来の実績として保障されて然るべきやなからうかといふふうな思つてゐる次第であります。

で、今我々が考へておりますところによりまして、一般職員の超過勤務手当の平均よりも低いところを考へてゐる次第でございます。それから、その意味から申してこの管理職の特別調整額といふものを付けますために、一般職員がそれだけ犠牲になるといふふうには考へられないのであります。が、併し個々の省庁等を見て参りますと、或いはそういうことが起つて来るという場合があるであらうといふふうな考へる次第であります。併しながら、そういう際に、併しなかつた。併しこれはその省庁の超過勤務手当の範囲内でそれを食つてしまひまして、あとが足りないといふようなことをするのには適當でないといふことで、そういう希望は政府側に対して申入れゐる次第であります。

○千葉信君 岸本君から、ちよつと今度の質問に関連しまして、どの程度考慮してあるかといふことを御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(岸本君) 御承知のように、俸給の特別調整額を作るにあたりまして、大体の目安といたしましては、先ほど人事院の給与局長からお話がありました超過勤務手当の平均、つまり一三五%、これを絶対に上廻らない、つまり管理者に對しては俸給特別調整額の支給率は必ずその範囲内にとどめるということにいたし、その範囲内で事実上の管理者の選定乃至率の決定を人事院で操作をいたすことになつております。従いまして、問題は平均で一三%なにかをを上廻らないにいたしました。個々の省庁等におきましては必ずしも一三%平均率の超過勤務手当の支給されてゐないところがございます。そういうところにおきまして管理者が二〇%とか一五%、或いは一〇%というのを取るのは適當でないものであります。若しそれを取りまして一般の職員の超過勤務手当に食込むといふことは必ずしも適當でないと思ひます。予算の措置といたしまして、こういう場合においては、そういうような省庁等において確保されておりました一般の超過勤務手当の支給率、これに食込まないようになつて頂きたい。つまり俸給の特別調整額を支給することによりまして、一般に迷惑をかけないようによりまして考慮してゐる。い、かように考へております。

○千葉信君 予算上は考慮してもらいたいといふあなたの御答弁は少しおかしいと思つたのですが、私のお尋ね申し上げてゐるのは、従来超過勤務手当のやうなものは、下級職員ならいざ知らず、管理者等の場合には、仮に現行給与法第十六条のやうなものがあるとしても、その職務自体の性質からいって、仮に居残りをして仕事をする場合でも、命令に基いて仕事をさせられる下級職員に對する超過勤務手当の支払とは、おのづから違つた措置が出て来たと思つた。実際にさうだつたと思つたのであります。そういう条件があるから

こそ、人事院としても、今滝本局長から御答弁のように、管理者に対するこれらの支給額は今日においてもまだ明確になつておらず、明確になつておらないと思ふのです。今これで、でつち上げようとしても、その数字は出て来ないのが真相だと思ふのであります。そういうことはとにかくいたしまして、今度政府原案の第十九条の三によつて、これらの超過勤務手当等の給与が特別調整額に切換えられようとしているのです。そうなりますと、まあこれは平均一三%ということでありまして、従来の実績から言いますれば、組まれた一三%の超過勤務手当の原資というものは、大体これは下級従業員に対する支給となつていて、思ふのであります。これは全体の平均から出されますから、そういう状態で継続されて来た今日の段階において、超過勤務手当等の代りに特別調整額というものを仮に設定するという考えで進む場合には、従来の下級従業員に対する超過勤務手当等の特別支給額に影響を与えないためには、何がしかの予算措置を講じ、従来の計上額を上廻る程度の考慮は、今度の補正予算等にもされていなければならないと思ふのであります。そういうことを大蔵省当局として今度の補正予算に対してやつたかどうかという点、それから又そういう点について人事院なり若しくは政府のほうからなり大蔵省のほうに考慮すべきということが言われたが、それとも又そういう申出に従つてあなたの方で考慮を加えて編成したかどうか。その点をお尋ねしたい。

に相当する者の超過勤務手当というのは全然出ていなかったというお話でございましてが……

○千葉信君 全然じゃない。

○政府委員(岸本善吉) これはやはり相当程度出ております。やはり勤務の状態に依りまして出されておつたのが私ども実情のように思つております。その計数の今正確なものを持つておりませんが、按取りくらないものであります。全般的なものを掴んでおりませんが、一般職員と見合うような率は出されておつたものも相当あつたように記憶いたしております。その点はおつたとして、今度の補正予算の編成に對しましてどういふ措置をとつたかという御質問につきましては、原則としては、超過勤務の補正予算といたしましては、超過勤務の枠を超えないその範囲内で賄ふ、但し俸給調整額を支給することによりまして、一般職員の超過勤務に食込むようなことが生じた場合には、これに對しまして予算執行上何か措置をいたして行きたい、かように考へてゐるのであります。

○千葉信君 滝本さんにお尋ねいたしますが、現行法第十六条によりまして、超過勤務手当については「正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して」という条文になつております。私は将来超過勤務手当については、命令を待たずとも、その命令は正規なものやなくて、口頭とか或いは内意というやつで出されたために、實際上超過勤務をして超過勤務手当が支払われたとか支払われなかつたとか、何カ月分

溜つておるとか、随分問題になつたのです。而もこういう厳格に勤務することを命ぜられた職員にはある。ところが今の岸本さんの御答弁から言つても、あなたの先ほどの御答弁から言つても、実態がわからなければ、或る程度管理職には支給されておる。今の岸本課長の御答弁のごときは全く下級職員と同程度まで支給されていたかのような御答弁なんです。一体、従来の管理職にあるものが、今の現行第十六条によつておる、命ぜられて超過勤務をやつておる、管理職なるものが命ぜられて超過勤務をやつておるというやうな実態があつたかどうか。それから又そういう実態に従つて超過勤務手当を払つていたのかどうか。この点を実施官庁の立場から御答弁願ひたい。

○政府委員(滝本忠男) 管理職と一紙のお話でございますが、これはどの程度管理職と言ふかということはおのずから初めきめてからなければならぬと思ふのです。併しまゝ仮に課長、局長にいたしまして、これはやはり、例えば、次官から命ぜられ或いは局長から命ぜられるということはあり得ます。それから又我々が知つておりまする範囲におきましては、この超過勤務命令書というものがございまして、それでまあ一応形式的には、それでやはり、命ぜられまゝと、それに記入いたし、それから捺印するといふやうな方法で、これはやはり命ぜられてやつたという形になつておると、こゝういふふうに考へております。

○千葉信君 各官庁の長官とか、それから局長とか、或いは課長などというものが、今までそういうふうな超過勤務をやれという命令を受けてやつていたというやうな実情があるのですか。誰から出ておるのですか。

○政府委員(滝本忠男) それは超過勤務をやれというやうな形で、これは課長なり局長なりの場合に、超過勤務をやるといふことには実態としてならんと思ひます。例えばまあ四時過ぎ、五時過ぎくらいに、この局長、課長が相談して、何ともしてもこの仕事は明日までにやらなければならぬ、国会の御要請で甚だこれは気の毒であるが、やつてくれというやうなことになる場合がある。そういう場合には、やはりこれは言葉の上で超過勤務をやれと言つておらんでも、実態としてその仕事をやるのに、時間外にやらなければならぬといふことになりますれば、やはりこれは命令として出たものでありと理解して差支ないのじやないかというふうな考へております。

○千葉信君 正面切つて理窟を言へば、僕の方からそういう理窟を言へば、僕の方からあなたの方からそういう答弁をせざるを得ないと思ふのです。私は併し、実情をはつきりさせなければ、今までの実績がどういふものであつたかといふことはつきりさせなければ、今の起つたやうな問題を審議する参考にならん。そういう立場から質問しておる。ですから、そういう立場から言いますと、これはあなたの御答弁も間違ひじやないと思ふ。どこの長官であるうと、超過勤務を全然やつてないとは申しませんし、多分實際上は或る程度正規の勤務時間を超えて超過勤務をやつておつたろうし、又それに対して或る程度の考慮を加えて手当が支給されていただろうといふこともわかつておるのです。併しそれは

或る程度のことであつて、従来の実績をはつきりあなたの方が今お調べになつておるのだから、これは間もなくはつきりするでしょうが、お調べになればなるほど、管理職にある者が下級従業員との超過勤務手当等の支給率は必ずと違つておると思ふのです。これはあなた方も否定なさらないと思ふのです。それは勿論あなたのおつしやるやうに、いろいろの事情も仕事の状態によつてありましようから、超過勤務をするやうなこともありましよう。そうして又そういう場合に考慮して、これに對して適當に手当を支給することもあつたでしょう。併しその支給されておる割合といふものは恐らく下級従業員と同率なんといふことはあり得ないし、あり得ないどころか実体は非常に違つただらうと思ふのです。そういう点ををはつきりさせるために、今私は第十六条までわざ／＼持ち出してあなたに質問したのであります。そういうことから言つて、これは実施官庁としての人事院の立場から、従来の実績を或る程度は知つておいでになるだらうと思ふのです。その或る程度のもので、恐らく人事院としては、管理職にある者も、超過勤務は、實際上、下級職員と何ら変らないで同率でやつたといふことはおつしやらないし、それから又超過勤務手当の支給額なんかも、支給率なんかも、ずつとこれは下級職員の場合とは違つた形で遠慮しつゝ出されておつたといふのが事実だらうと思ふのです。そういう状態じやないですか。

○政府委員(滝本忠男) 今のお話は、我々も氣持としては御同様の節が多分にあるのです。併しこゝういふ問題は、やはり我々といひましては、現

在給与等制度というものがあつたわけでありまして、そこに超過勤務手当の実情が出て参るわけでありまして。こういうものから集めまして判断するのが一番的確であるというふうな考え方をいたします。先ほどから申し上げましたように、従来我々は、統一ある全体的な資料でなしに、例示的な資料は持つておつた。個々の省庁につきましても或る特殊の課長等をピックアップして見るというふうなことで、併しそれではやはり全体として判断ができませんから、目下殆んどまあ調査も終りに近づいておりまして、最も広範囲に全部の管理職について調べるというふうな調査をやつております。これは統計についてお話ができてというふうな現在までできないのですけれども、考へております。

○千葉信君 それでは人事院としては、そういう実態の判明しないままの一三%よりは少し下廻る程度というふうな、腰だめで特別調整額の支給額なんかを計画されて作業を進めておられるのですか。

○政府委員(滝本忠男君) 腰だめというわけでもございませんので、やはり我々がサンプル的に抜き出しておりますものから大体の見当は付けておる次第なんです。なお、その見当を付けておるんですが、更に詳細の資料の集計をしまして、そういうものから的確な判断を下して行きたい。大体の目安をつけていゝ研究はしてありますけれども、判断は的確な資料に基づいてやりたいと考へております。

○千葉信君 それから滝本さんにお伺いいたしますが、例えば中央官庁の、本省なんかの関係から言つて、各省の

判断における課長若しくは局長、次長級、こういう管理職に対する特別調整額をお考へになつておられると思うのですが、各省ごとの超過勤務に該当するような勤務の態様は千差万別だと思ふのです。人事院はそういう実情に即した調整額をお考へになつておられるのか、それとも一律に線形式にお考へになつておられるのか、その点を伺いた

○政府委員(滝本忠男君) これはまだ我々成案を得ておるということではございませんので、まだ研究中と申し上げたほうがよろしいのであります。或る程度各省によりまして違ひがございまして、違ひがございまして、先ほどから千葉委員が御指摘になつておられますように、この超過勤務の命令を出すという場合におきましても、いわゆる超過勤務命令簿に記載されるというふうな場合におきましても、やはり従前得ております超過勤務手当の予算というものの脱み合せということも若干はあつたであらうから、従ひまして実績だけ見ましても、例えば実績が少いところが必ずしも、事実上、超過勤務と言いますか、勤務の形態がそれ

らうか、そういう問題もあらうかと思ふのです。それから又、仮に一つの省庁内におきまして、若干の勤務の繁閑に差がございまして、これを区別して一々小さな差等を付して行くということは、これは又非常にむづかしい問題にならうかというふうに考へます。従ひまして、これはこの取扱の上に事実上余り細分いたしませんで、大まかな線に区切つて行くということがむしろ取扱としては適切なのではなからう

かというふうな考へておる次第であります。以上のようなことで研究を進めております。

○千葉信君 各省ごとに差別をつけるということは、なか／＼実際問題としてむづかしいのではないのですか。ただここに問題になることは超過勤務手当か、それとも他の給与も、その他の諸手当もそうですが、実際上その勤務が正規の時間を超えて勤務しておるとか、勤務の内容が、つまり勤務時間の内容が違ふとか、こういうような条件に応じて、実際の基準給料というか、基準時間内における給与以外に支給される手当ですか、そういう意味から言ふと、これはそういう勤務の実質に応じて特別に支給される給与ということになつておるわけですから、そういう場合には、下級職員に對しましては、今まで通りの方法で、実際のその勤務に応じて正しい労働の反対給付という

か、そういう角度から支給されておるならば、一方、管理者若しくは理事者に對しては、勤務の実情に應じないで、一律にこういう給与のきめ方をす

てはどうかという考へ方の中から出て来たのでしようか。

○政府委員(滝本忠男君) 我々は差当り管理職の範囲を限定いたしまして、この問題をやつて行きたいというふうな思つております。併しなから、この行政職等で、特に企画業務に従事したしておきますものにつきましては、必ずしも管理職だけでなく、一般職員におきましてもなお且つ申しますか、時間を計算いたしまして給与を支給するといふ方法が適當でないものもあ

らうかと考へる次第であります。従ひまして将来に亘りまして、若し必要があれば、この制度を広く拡充して行く必要があるのではないかと考へることも考へておる次第であります。それから又管理職につきまして、超過勤務手当と考へるのがおかしいということ、人事院としてはどう考へるかというお話でございまして、それは千葉委員も御指摘になりましたように、管理職といふようなものは、時間的に計算いたしたとして、適切でないような勤務態様をい

たしておきます。従ひましてこの超過勤務手当というふうなものの考へ方はやめたほうがいいのではないかと申し上げた次第であります。ただ特別調整額と申しますか、そういうものをなぜ付けるかと申しますれば、これは新しく何かそこに一つの給与を付けようということではないのであります。管理職一般に從前出ておりましたものを、個人的に見れば、從前の基準から見れば、不公平があるかも知れませんが、全体としては一応均一化する次第でございまして、そういうようにいたしまして、從前の給与を一応保障しようというだけでございまして。

○千葉信君 どうも人事院の考へ方を聞いておると、人事院は全体として公平に考へておるようだけれども、実際に下級従業員の立場なんというもののよりも、むしろどういふのか、保守的な考へ方というのか、上級者、管理者等に、より多くの比重をかけて人事院が考へておる傾向がたま／＼あるのです。特に今度の問題なんかはその優たるものだと思うのです。超過勤務手当のようなものを理事者に与えること

はおかしいということ、これは私もわかるのです。併しそのおかしいという考へ方の中から、直ちに全体の職員に對する平均された……超過勤務手当の平均額、或いはその率程度のものを、少しそれより下つておるとは言ひますけれども、それと余り差がないものを一つの制度として、超過勤務をやつてもやらなくても、今度は管理職に對しては支給するといふ方向に持つて行か

れようとするのです。そうなりますと、先ほどから大蔵省のほうから聞いておるのですけれども、今のところでは、特別にこういう特別調整額のような制度を設定するということのため

に、従来は超過勤務手当の積算率に對して、更にこの分を考慮したという形跡はないのです。そういうことになりま

して一三%よりは少しは下廻るということをお言っておられますが、まあ仮に一〇%くらいとして、管理者の場合には一〇%程度の特別調整額が考慮されながら、一般の職員に対しては、今大蔵省の御答弁では、これはその業務内容等に応じて、仕事の内容等に応じて、慎重な考慮の上に配分しているのだから、これはそのままだと、こういう御答弁なんです、そうなりますと、人事院が今後一律に、まあどういふ程度のもを理事者という恰好で拾うかわかりませんが、少くとも従来の各官庁の中における理事者と、下級従業員とは、非常に大きな開きが、超過勤務の原資などが少いところでは起つてしまふということになるのです。これに対しては、人事院としてはどういふ方法をおとりになるおつもりか。

○政府委員(滝本忠男君) この管理者につきましては、一律なものをきめるということとは、私はまあ申上げないのです。で、やはりこの特別調整額を付けます場合に、一つの、例えば本省の中において特に区別するというようなことは、これは事実上技術的にむずかしいのじやなかろうかというふうに思いますが、官庁の性質によつて、或いは出先機関でありますとか、まあそういう必ずしも出先機関とまでは行きませんが、やはり官庁の性質によりまして、二段階とか、三段階とかというふうな工合に、これは実績もよく検討いたしまして分ける必要があるのじやなかろうかというふうなことを考へて、目下研究を進めておる次第でございます。従ひましてこのまあ一三%何がしという程度のものが、一律にすべての管理者、層に支給されるという

うことにはならないのではなからうかというふうな考へております。それでまあ先ほど私も一三・五%ということとの実績が出ておるといふことを申ししたのでございしますが、これはやはり岸本さんからも先ほどお話がありましたように、これはやはり各省庁によりまして、業務の繁閑というものがあつてございします。一概に一三・五%というのをそこに揃えるのだというふうなことを私は申上げたわけではないので、やはりそういうものが一つの目標として出て参るといふことになる、従来まあ職務に繁閑がございしても、与えられておつた超過勤務手当の原資というものがそれでいいかどうかというところにつきまして、この際改めて反省の機会が与えられるということになるのではないかと。それから又大蔵省のほうとされまして、これは予算査定のとときにいろいろ方針はありになりまして、併しながら、これは予算査定ということは大蔵省がやられるが、予算要求というのは各省がやられるのでありますから、その際にやはり理由を付して説明されれば、又納得されるという向きもあるものであります。その辺はやはり今後に向つて進歩があり得るというふうな考へておる次第でございます。

○千葉信君 まあ滝本さんの言われることはよくわかるのですがね。これは併し今これはまあ岸本君が責任を以つて答弁されたとは考へられないのですけれども、併し一応はやはり大蔵省の今の考へ方としては、先ほど御答弁になられたように、特別調整額によつて必要となる原資は計上するつもりであるけれども、その他の超過勤務原資につ

ては、これはその省内における仕事の状態から出発して、まあ大体従来通りになる。ところが滝本さんのほうからは、非常に理想主義的なお話がありまして、超過勤務手当のこういう切替えによつて、当然これは大蔵省としても予算上の措置を考へなければならぬだろう。その予算上の措置は、各省庁の超過勤務手当のアンバランスをできるだけ修正せなければならぬ方向に行くだらう、又そういうふうに言つて来ればこれはもう文句はないのです。ところが私はそういう点については実に悲観論者ですから、この点についてはこの際人事院としても余ほど「ふんどし」を締めて、この問題に対しては滝本さんが今述べられたようにその方向に向う御努力をされたいと思ひますが、私は余り期待は持てないと思ひます。この点一つ十分考へ願ひたいと思ひます。

それからもう一つは特別調整額の設定は焦眉に迫つてゐる問題かと思ふのです。給与法が通つたら人事院としては当然それに対する作業なり具体案なりを決定しなければならぬ段階に入するわけなんです。そういう場合に、今滝本さんのお話では、一三・五%という大体的目安は別として、各省毎に一段階、二段階、三段階程度の計画をというお話でございましたが、その一段階、二段階、三段階というものは、現在のごとき各省庁間における超過勤務手当等のアンバランスに比例してそういうものを設けるという考へでありまして、それから又そういう三段階程度のものを設ける場合に、その格差は現在の各省庁における超過勤務原資のアンバランス程度のもを考慮し

ながら、その範囲内においてやられるという考へなのか、この点を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(滝本忠男君) これはまだ研究中でございしますから、従ひましてその率等もどういふふうにきめるかというところはまだはつきりいたしておりません。で、各省庁、例えばこの本省の中で区別して行くというふうなことを考へておるわけでもないものであります。で、我々はこの実績統計資料が出て参りまして、そうしてそれを大括りにして行きたいということをお考へしております。私はこの、どう申しますか、行政企画的な業務の多い本省というものは、これはやはり一律に取扱うほうがいいのではなからうかということをお考へしております。

それから又出先機関等になつて参りますと仕事に非常な經常性になつて参る、そういうところの長というふうな人は、これは実績としてもそういうふうに出て参るのであります。が、やはり超過勤務手当の実績というものは低い。従つてそういうところは或る程度に大括りにいたしましてこの率を考へて行きたい。目下これは検討中でございます。早急に結論を得たいと思つて目下懸命に検討をいたしておる次第でございます。

○千葉信君 これは法律から人事院規則に委任される事項だと思ふのです。が、今の段階での御研究なり御方針がその程度だと、人事院に委任することには危険を感じざるを得ないのですが、これはこの問題についてはこの程度に置いて置きます。

○カニエ邦彦君 それでは行政管理局が来ておるそうだから、この前の資

料に対する説明を一つして頂きますよう。

○説明員(岡部史郎君) 行政管理局は、御承知の通り定員法に規定してある一般職の職員の定員について管理を行なつておるわけでありまして、御承知の通り定員法は一般職の職員のうち職員のすべてを管理しておるわけではなくのでありまして、現に人事院であるとか、会計検査院であるとか、或いは内閣法制局に属する一般職の職員は、これは定員法の例外であります。又特別職に属する職員につきましてはこれも定員法の例外であります。従ひまして行政管理局が管理している以外の職員に属するわけでありまして、それで行政管理局といたしましては、毎月一日現在におきましてそれらの行政機関の職員数の報告をとおつておるわけでありまして、その最近の数字を申し上げます。最近手に入つております数字をいたしましては、九月一日現在の数字が最も新しいものでありまして、まだ十月のは集計がまだつておりません。そこで九月一日現在の定員を申し上げますと、先ほど申し上げました一般職の職員の範囲内におきましては七十九万九千六百三十二名でありまして、同日現在におきましては実人員は七十九万一千四百七十四名であります。従ひまして九月一日現在におきまして定員法がカバーしている範囲の一般職の職員、即ち行政管理局が管理している範囲の職員の欠員は八百五十八人ということになつております。これは欠員率をいたしましては約一%であります。普通ノルマルな状態におきましては或いは三%、四%というふうなことを言われておることが多いの

であります、その時期におきましては、去る一月以来の行政整理実施の結果、特にこの欠員率が高いもの、こういうふうに考えております。簡単でありますがお答えいたします。

○カニエ邦彦君　そこで、人事院のほうで、一番新しいその数字はどういうことになるのか。人事院のほうは給与を支払つておられるので、一番その数字から言えば正確ではないか。こう思うんですがね。

○政府委員(澤本忠男君)　人事院は、従来、この昨年の十二月に行いました給別号別の人員分布というものが一番新しいわけですが、それはすでに人事院月報等によりましてお手許に差出してあるわけですが、ところが最近、本年の六月の資料が、これは半年期統計になっておりますから、まともなやつであるのであります。今朝私はそれがもうできたかというのを聞いてみたのでありますが、まだできていない、もう暫らくかかるということでございます。したので、二、三日のうちに或いはお手許に差出すことができるかと思ひます。

○カニエ邦彦君　二、三日じゃ、もうこの審議の用にならんわけなんです、大体目安としては何名くらいになつておりますか、欠員は。

○政府委員(澤本忠男君)　ちよつとお待ちを願ひたいと思ひます。

○カニエ邦彦君　それでは今のやつは後ほど調べて頂きます、次にはこれは官房副長官にお尋ねしたほうがいいのじゃないかと思ふんですが、問題の附帯決議ですか、予算の附帯決議の○・二五の分ですが、これは一般公務員は超勤があるんですが、超勤のない

今騒いでおられる地方の教職員については、これはどういう工合にその措置をされるお考えであるか。これはどういうことになりませんか。

○政府委員(菅野義丸君)　衆議院の予算委員会におきまして給与の問題が附帯決議として出されました、それを尊重いたしまして、それに対する措置を政府は考えておるのでございますが、先般参議院の予算委員会におきまして大蔵大臣が申上げましたように、一般職の公務員につきましては、大体現在の法令予算の範囲内におきまして、例えば超過勤務の実情に応じて第四、四半期分の超過勤務手当の財源を年内に繰上げて支給するといったような……等と言つておりますが、そういうような措置を講ずる、こういうふうには大蔵大臣から申上げてある次第であります。で、只今の御質問の超過勤務の操作によつて年末の手取を多少でも多くしてやりたいというこの方法は、お話のごとく超過勤務の制度のないものに對しましては、全くこれはできない。不可能なことでもあります。国家公務員でも地方公務員でも、超過勤務の制度のない教職員等につきましては、この方法を以てしては何ともいたし方がないわけでございます。これは理論的に申しますと、超過勤務の手当は、それは教職員につきましても本俸において考へておる。先ほどからいろいろお話を考へておるが、超過勤務という制度を教職員に適用するのは不当であるから、本俸においてその点は考慮して、超過勤務の制度は適用しておらないのでございまして、今回の一般の公務員に対する超過勤務による操作ということとは、教員については不必要

であるかのごとき感を抱くのであります。理論的に申しますとそういうふうには言えるのでございまして、併しなからそれは衆議院の附帯決議の趣旨ではないというふうには政府も承知しております。従ひまして超過勤務の方法等という言葉を使つておるのでございするが、これは何分にも具体的問題になりましますので、いろいろ検討を重ねておる次第でございまして、今こ

で以て具体的にどういふことをしたいということは申上げるわけに参らないのであります。併しなから何とかできるだけの措置を講じたいという考えは持つております。併しなから同時にこの現行の法令予算の範囲内においてでございますから、この制限は勿論付くのでございするけれども、その範囲内において政府のほうとしてできるだけの考慮をいたしたいと、こういうふうな考へておる次第でございします。

○カニエ邦彦君　この予算の範囲内と言つておる。勿論それに教職員の今言われた「等」ですね。そういう「等」は具体的にどういふものか言えないと言つておられるんですが、いずれにしてもそれを実施するところの、今言われた予算の範囲内において、そこで予算の範囲内においてであると、これに對して振向けるものがどのくらいあるんですか、今のところ。

○政府委員(菅野義丸君)　これはどういふ御質問でございするかと。つまり一般の公務員に対する、超過勤務の制度のある公務員に対するこういう措置がどのくらいの限度になるか、例えば一人当たりどのくらいの率になるかという御質問でございしたならば、それはちよつと今はつきり数字で出て出ないのでございします。これは各省庁によ

りましていろいろ事情も變つて来るであらうと思ひます。何分にも超過勤務という制度を通してのこととございするもので、一律とか、或いは統一をとつておるといふような性質のものではないので、その額をばつきり申上げるわけに参らないのでございします。それから教員その他地方公務員についての点も同様でございまして、殊に地方公務員につきましては国家公務員に準ずるのでございしますから、これもおのずからまだその確な数字というものは申上げるわけに行かないのは残念でございします。

○カニエ邦彦君　もう法案が上らうとしておる今の段階で、まださういつた数字すらも明確になつていないというやうなことで、政府としてはこれで国会に對する態度としてそれでいいのかどうか。こういうやうなことで一体行けるのかどうかということですね。

○政府委員(菅野義丸君)　冒頭に申上げましたように、これは法律を出して予算の変更をいたしまして、さうしてはつきりした手当を支給するということでしたらば、これは非常にはつきりしたものでございしますが、今回の附帯決議の趣旨を尊重してやりまする政府の措置は、あくまでも現在の法律に反しないので、又予算の範囲内において実施するのでございします。これを余りぎやう／＼と詰めて参りますると、結局何も出ないということにならざるを得ないのでございします。そこを何とかしてというところでございまして、何卒政府の苦衷を御諒察下さいましてお委せ願ひたいと思ひます。

○カニエ邦彦君　そこで、まあ非常に極めて苦しい御答弁のやうであります

が、地方公務員に対するものも、そのやうな措置をやらうとすれば、勢いこの地方の平衡交付金等の関係もここで何とか早急に目安を立てなければ、實際問題としては、地方ではもうそれぞれ教職員に對しても、地方公務員に對しても附帯決議の分としての○・二五といふものを早いところはもうやつていふと思ふんですが、實際問題としてはどうですか。そうしますと、財源に地方としては非常に困るのじゃないか。恐らくさういつた陳情がど／＼と中央へ来るんではなからうか。或いは来ているかも知れませんが、とにかくさういふことになるのじゃないか。その場合に、政府は地方に對しては一体どういふやうな考え方で処理をされるのか。

○政府委員(菅野義丸君)　これは給与だけについて考えますと、これも四角張つた話でございしますが、国家公務員も法令と予算の範囲内においてやる操作でございします。これはその財源を国庫で補填する問題にならないのでございします。例えば平衡交付金にいたしましても、平衡交付金に言う基準単価の値上りとかいうやうなことになるのでございまして、算定の方法はないわけではございします。換言すれば、地方におきましても同じやうな法令と予算の範囲内においての措置をすればいいということが理論的には言ひ得るのでございします。併しなから先般の衆議院の予算委員会におきましては、公務員の給与改善について附帯決議をいたしまして同時に、地方財政の推移によつてできるだけのことをいたしたいというやうな御返事をいたしてございしますが、これ

が、地方公務員に對するものも、そのやうな措置をやらうとすれば、勢いこの地方の平衡交付金等の関係もここで何とか早急に目安を立てなければ、實際問題としては、地方ではもうそれぞれ教職員に對しても、地方公務員に對しても附帯決議の分としての○・二五といふものを早いところはもうやつていふと思ふんですが、實際問題としてはどうですか。そうしますと、財源に地方としては非常に困るのじゃないか。恐らくさういつた陳情がど／＼と中央へ来るんではなからうか。或いは来ているかも知れませんが、とにかくさういふことになるのじゃないか。その場合に、政府は地方に對しては一体どういふやうな考え方で処理をされるのか。

は給与を増したから地方財政が非常に困難になつたということでは、先ほど申し上げましたような理窟によつて、それを補填するということではできないと思ひますが、地方財政全般をいたしましていろいろ困る地方公共団体もあると思ひます。そういう場合におきましては今後平衡交付金とか、地方債の重点的の配分をするとか、或いは情勢の推移とも脱み合わせまして、地方債の交付額を増額するとかいうような方法を取つて行きたいと考えている次第であります。給与のみが地方財政の支出ではないのでございいますから、その点は全般的な地方財政の問題といひまして考えて行きたい。かように考へている次第であります。

○委員長(門田定藏君) 暫時休憩します。

午後三時四十六分休憩
〔休憩後は開会に至らなかつた〕

十二月二十日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、埼玉県山田村の地域給に関する請願(第一〇二二号)(第一〇七〇号)
- 一、埼玉県霞ヶ関村の地域給に関する請願(第一〇〇三三号)
- 一、大阪府箕面町の地域給に関する請願(第一〇〇四四号)
- 一、福岡県日佐村の地域給に関する請願(第一〇〇五五号)
- 一、北海道追分村の地域給に関する請願(第一〇〇六六号)
- 一、北海道手稲町の地域給に関する請願(第一〇〇七七号)(第一〇四六号)

- 一、静岡県高根村外三箇村の地域給に関する請願(第一〇一〇号)
- 一、滋賀県八幡町の地域給に関する請願(第一〇一一号)
- 一、北海道沼田町の地域給に関する請願(第一〇一二号)(第一〇六一号)
- 一、山口県福川町の地域給に関する請願(第一〇一三三号)
- 一、山口県徳山市の地域給に関する請願(第一〇一四四号)
- 一、山口県富田町の地域給に関する請願(第一〇一五五号)
- 一、福岡県行橋町の地域給に関する請願(第一〇一六六号)
- 一、愛媛県上分町の地域給に関する請願(第一〇一七七号)
- 一、愛媛県金生町の地域給に関する請願(第一〇一八八号)
- 一、岡山県太伯村の地域給に関する請願(第一〇二二二号)
- 一、秋田県能代市の地域給に関する請願(第一〇二三三三三)(第一一〇四号)
- 一、秋田県横手市の地域給に関する請願(第一〇三四四四四)
- 一、兵庫県豊岡市の地域給に関する請願(第一〇三五五五五)(第一一九六号)
- 一、兵庫県日高町の地域給に関する請願(第一〇三六六六六)
- 一、高知県越知町の地域給に関する請願(第一〇三七七七七)
- 一、福島県高田町の地域給に関する請願(第一〇三八八八八)(第一〇三九号)
- 一、埼玉県高階村の地域給に関する請願(第一〇四〇四〇)

- 一、東京都八王子市の地域給に関する請願(第一〇四三三三)
- 一、富山県の地域給に関する請願(第一〇四四四四)
- 一、宮崎県日南市の地域給に関する請願(第一〇四五五五)
- 一、公務員の給与ベース改訂等に関する請願(第一〇四七七七)(第一〇六二二二)(第一〇九四四四)(第一一五九九九)(第一二六〇〇)(第一二六一一一)
- 一、愛知県刈谷市の地域給に関する請願(第一〇五八八八)
- 一、鳥取県岩井町の地域給に関する請願(第一〇五九九九)
- 一、熊本県上村、中村の地域給に関する請願(第一〇六〇〇〇)
- 一、埼玉県蕨市の地域給に関する請願(第一〇六七七)(第一二二三八号)
- 一、埼玉県狭山市の地域給に関する請願(第一〇六八八八)
- 一、埼玉県名瀬村の地域給に関する請願(第一〇六九九九)
- 一、神奈川県川尻村の地域給に関する請願(第一〇八五五五)
- 一、静岡県熱海市の地域給に関する請願(第一〇九〇〇〇)(第一一八七号)(第一二四三三三)
- 一、静岡県三島市の地域給に関する請願(第一〇九一一一)(第一二八八八号)
- 一、静岡県高根村外三箇村の地域給に関する請願(第一〇九二二二)
- 一、岡山県湯郷町の地域給に関する請願(第一〇九三三三)
- 一、秋田県増田町の地域給に関する請願(第一〇九五五五)

- 一、福島県若松市の地域給に関する請願(第一〇六六六)
- 一、埼玉県行田市の地域給に関する請願(第一〇六七七)(第一二二七号)
- 一、宮崎県の地域給に関する請願(第一二〇八八八)
- 一、宮崎県高岡町の地域給に関する請願(第一二〇九九九)
- 一、宮崎県高岡町の地域給に関する請願(第一二一〇〇〇)(第一二一一〇号)
- 一、宮崎県生目村の地域給に関する請願(第一二一一一一)
- 一、熊本県南関町の地域給に関する請願(第一二一二二二)(第一一五八八号)
- 一、北海道神恵内村の地域給に関する請願(第一二二三三三)
- 一、北海道泊村の地域給に関する請願(第一二二四四四)
- 一、北海道足利村の地域給に関する請願(第一二二五五五)
- 一、北海道島野村の地域給に関する請願(第一二二六六六)
- 一、北海道小沢村の地域給に関する請願(第一二二七七七)
- 一、新潟県外波村の地域給に関する請願(第一二二八八八)
- 一、高知県本山町の地域給に関する請願(第一二二九九九)
- 一、北海道釧路市の地域給に関する請願(第一二四九九九)
- 一、福島県若松市の地域給に関する請願(第一二五〇〇〇)(第一二四五五号)
- 一、埼玉県出羽村の地域給に関する請願(第一二五一一一)

- 一、神奈川県箱根地区の地域給に関する請願(第一二五二二二)
- 一、神奈川県南下浦町の地域給に関する請願(第一二五三三三)
- 一、神奈川県川尻村の地域給に関する請願(第一二五四四四)
- 一、山梨県上野原町の地域給に関する請願(第一二五五五五)
- 一、岐阜県坂本村の地域給に関する請願(第一二五六六六)
- 一、宮崎県本庄町の地域給に関する請願(第一二五七七七)(第一一九三三三)
- 一、栃木県氏家町の地域給に関する請願(第一二六九九九)(第一二四一四一)
- 一、栃木県喜連川町の地域給に関する請願(第一二七〇〇〇)
- 一、静岡県地頭方村の地域給に関する請願(第一二七一七)
- 一、三重県三谷村の地域給に関する請願(第一二七二二二)
- 一、滋賀県瀬田町の地域給に関する請願(第一二七三三三)
- 一、註留労働者の退職金現金化に関する請願(第一二七七七)
- 一、北海道釧路市島取町の地域給に関する請願(第一二八四四四)
- 一、北海道厚田村の地域給に関する請願(第一二八五五五)
- 一、神奈川県初村の地域給に関する請願(第一二八六六六)
- 一、岐阜県大井、長島町の地域給に関する請願(第一二八九九)
- 一、岐阜県上宝村の地域給に関する請願(第一二九〇〇〇)
- 一、富山県倉垣村の地域給に関する請願(第一二九一一一)

一、兵庫県龍野市外三箇町の地域給に関する請願(第一一九二号)
一、北海道和寒町の地域給に関する請願(第一一九四号)
一、島根県江津町の地域給に関する請願(第一一九五号)
一、神奈川県湘南村の地域給に関する請願(第一二二二号)
一、神奈川県玉川村の地域給に関する請願(第一二二三号)
一、神奈川県小鮎村の地域給に関する請願(第一二三四号)
一、神奈川県荻野村の地域給に関する請願(第一二三五号)
一、神奈川県中津村の地域給に関する請願(第一二二六号)
一、神奈川県鎌倉谷、宮ヶ瀬組合村の地域給に関する請願(第一二二七号)
一、埼玉県埼玉村の地域給に関する請願(第一二二八号)
一、埼玉県春日部町の地域給に関する請願(第一二二九号)
一、埼玉県下忍村の地域給に関する請願(第一二三〇号)
一、埼玉県荒木村の地域給に関する請願(第一二三一号)
一、埼玉県南河原村の地域給に関する請願(第一二三二号)
一、埼玉県太田村の地域給に関する請願(第一二三三号)
一、埼玉県中条村の地域給に関する請願(第一二三四号)
一、埼玉県星宮村の地域給に関する請願(第一二三五号)
一、埼玉県太井村の地域給に関する請願(第一二三六号)
一、新潟県直江津町の地域給に関する請願(第一二三九号)

一、新潟県地域給に関する請願(第一二四〇号)
一、東京都国分寺町の地域給に関する請願(第一二四二号)
一、愛知県祖父江町の地域給に関する請願(第一二四四号)
一、福島県藤田町の地域給に関する請願(第一二四六号)
一、宮城県増田町の地域給に関する請願(第一二四七号)
一、三重県地域給に関する請願(第一二四八号)
一、岡山県鹿沼町の地域給に関する請願(第一二四九号)
一、高知県後免地区の地域給に関する請願(第一二五〇号)
一、福岡県草野町の地域給に関する請願(第一二五一号)
一、福岡県大牟田市の地域給に関する請願(第一二五二号)
一、福岡県新宮村の地域給に関する請願(第一二五三三号)
一、宮崎市の地域給に関する請願(第一二五四号)
一、宮崎県高千穂町の地域給に関する請願(第一二五五号)
一、鹿児島県鹿野町の地域給に関する請願(第一二五七号)
一、熊本県多良木町の地域給に関する請願(第一二五八号)
一、福島県日和田町の地域給に関する請願(第一二五九号)
一、公務員の越冬資金に関する陳情(第一二六一号)
一、新潟県新潟市の地域給に関する陳情(第一二九五号)
一、教職員の給与ベース改訂等に関する陳情(第一二九六号)(第三〇九号)

一、埼玉県地域給に関する陳情(第三二二一号)
第一〇〇二号 昭和二十七年十二月六日受理
埼玉県山田村の地域給に関する請願
請願者 埼玉県入間郡大字北山 田石田六四五 大野政 龜外四十九名
紹介議員 原 虎一君
埼玉県山田村は、現在三級地に指定されている川越市に隣接し、交通の便良く、生活必需品の大半を川越市より移入しているため、物価は同市を上回り、在勤公務員の生活は極めて困難な状況にあるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの請願。
第一〇七〇号 昭和二十七年十二月九日受理
埼玉県山田村の地域給に関する請願
請願者 埼玉県入間郡山田村山田小学校内 渡辺敏行 外四十九名
紹介議員 原 虎一君
この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

国火工の工場等があるため、一般的に物価が高く、川越市を経て移入する必需物資の価格は同市の二割高となつてゐるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。
第一〇〇四号 昭和二十七年十二月六日受理
大阪府箕面町の地域給に関する請願
請願者 大阪府豊能郡箕面町 長 広瀬勝
紹介議員 荒木正三郎君
大阪府箕面町は、豊中市、池田市に隣接し、大阪市へは二十五分で達する地点にある観光地であるとともに、住宅地として最近いちじるしく市街的發展をとげているが、町民の生活状態は都市居住者とは異なることなく、むしろ観光、文化住宅地である関係上消費地として大阪市の物価を上回る現状であるから、本町の地域給を五級地に引き上げられたいとの請願。
第一〇〇五号 昭和二十七年十二月六日受理
福岡県日佐村の地域給に関する請願
請願者 福岡県筑紫郡日佐村 長 長沢孝太郎
紹介議員 吉田 法晴君
福岡県日佐村は、福岡市周辺工業地帯および住宅街として、すべての面において福岡市と異なることはなく、すでに福岡市との合併も論議され、その実現も近い現状であるから、隣接市町村と均衡のとれるよう本村の地域給を四級地に引き上げられたいとの請願。

第一〇〇六号 昭和二十七年十二月六日受理
北海道追分村の地域給に関する請願
請願者 北海道勇払郡追分村追分高等学校内 徳野栄 保外十六名
紹介議員 若木 勝蔵君
北海道追分村は、勇払郡の東北部に位置し、東は厚真村、北は夕張市、西は千歳町、南は安平村ならびに苫小牧市に接しているため、最近における経済状況の変転による影響を受け、本村輸入品の六割余を占める俸給生活者は困難な生活を余儀なくされているから、本村を地域給三級地に指定せられたいとの請願。
第一〇〇七号 昭和二十七年十二月六日受理
北海道手稲町の地域給に関する請願
請願者 北海道札幌市手稲町議會議長 竹内専一 外一名
紹介議員 木下 源吾君
北海道手稲町は、札幌、小樽両市にはさまれそれぞれ郊外住宅、商業消費地帯として諸般の状況に併行して近時急激に発展し、両市に職場を持つ通勤者は一日平均千六百人に達し、日ともその数が増加している現状である。従つて文化の程度と生活環境は両市と同水準にあり、物価指数においてもはさらに上回つてゐる現状であるから、本町の地域給を両市と同様四級地に指定せられたいとの請願。
第一〇〇六号 昭和二十七年十二月九日受理
北海道手稲町の地域給に関する請願

請願者 北海道札幌市手稲町役場内 松本常市外四十一名

紹介議員 有馬 英二君

北海道手稲町は、札幌、小樽両市に挟まれて郊外住宅、商業、消費地帯として近時急激に発展し、両市の官公庁会社等に通勤する者は本町人口の一割にも当り、文化の程度と生活環境においては両市と同水準にあるが、生活必需品は両市に依存しているため物価指数においては両市を上回っているにもかかわらず、本町の地域給は甚だしく低くこのまま推移すれば町内官公庁の能率の低下と人材の登用等人事交流に円滑を欠くことになるから、本町の地域給を札幌、小樽市と均衡のとれる四級地に引き上げられたいとの請願。

第一〇一〇号 昭和二十七年十二月八日受理

請願者 静岡県駿東郡須走中学校内 遠藤迫夫外十六名

紹介議員 千葉 信君

静岡県高根、須走、北郷、足柄の四箇村地域は、駐留軍基地設定に伴い数千の労務者および特殊婦女子の出入と多数の兵の直接消費による刺激の影響が物価をいちじるしく高騰させ、さらに本地域は神奈川県箱根温泉地帯およびその近傍指定地域、山梨県山中特殊観光地帯に囲まれている等により公務員の生計をおびやかしている実情であるから、これら四箇村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第一〇一一号 昭和二十七年十二月八日受理

請願者 滋賀県蒲生郡八幡町近江八幡郵便局内 鈴木市郎外一名

紹介議員 千葉 信君

滋賀県八幡町は琵琶湖の東岸に面し、県下第一の町として市制地に準じた町勢をもち、古来近江商人の本拠地として特色あり、町民は相当の年令に達すれば独立して京阪神に店を設けることを例としているため、京阪神の商社の特約店、出張所が多く、これが物価の高低に敏感に作用し京阪神地方に劣らぬ物価高を招来し、彦根、長浜市をはるかに上回る状況にあるから、本町の地域給を彦根、長浜市と均衡のとれる二級地に引き上げられたいとの請願。

第一〇一二号 昭和二十七年十二月八日受理

請願者 北海道雨龍郡沼田町長 青陽松太郎外二十七名

紹介議員 千葉 信君

北海道沼田町は、人口の約半数が炭鉱従業員で、商業業者を含めて約六割余は消費者であり、深川町留萌市に隣接している関係上経済的負担が加重され、公務員は生活に困難を極めているから、本町を地域給三級地に指定せられたいとの請願。

第一〇六一号 昭和二十七年十二月九日受理

請願者 北海道沼田町の地域給に関する請願

請願者 北海道雨龍郡沼田町議會議長 中村作次郎外二十七名

紹介議員 木下 源吾君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同一である。

第一〇一三三号 昭和二十七年十二月八日受理

請願者 山口県福川町の地域給に関する請願

山口県福川町は、旧徳山市内と都市的諸条件は同一であるから、本町の地域給を徳山市と同様三級地に指定せられたいとの請願。

第一〇一四号 昭和二十七年十二月八日受理

山口県徳山市の地域給に関する請願

山口県徳山市市長 黒神直久

第一〇一五号 昭和二十七年十二月八日受理

山口県徳山市は、今回の地域給に関する人事院勧告によれば二級地に指定されておき、本市と経済的な諸条件の何等変らない大字徳山のみ三級地となつてゐることは、今後における人事行政等に極めて困難な事態が予想され、現状のまま放置できない状態にあるから、全市を三級地に指定せられたいとの請願。

山口県富田町の地域給に関する請願

山口県豊後郡富田町長 椎木進一

山口県富田町は、徳山市の真中において分離独立している町であるが、徳山市との関係は事実上同一のものである。徳山、下松、富田の各港は開港場に指定され輸出入船舶の出入がひんぱんなため物価が高く、公務員の生活は極度に苦しく、その上富田町から徳山市大字徳山に勤務する官公庁職員は十五パーセントの地域給を支給されるが、町内にある官公庁に勤務する職員ならば大字徳山に在任する職員には十パーセントしか支給されていないことは、事務能率上に非常に悪影響を及ぼしているから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの請願。

山口県富田町の地域給に関する請願

山口県富田町は、徳山市の真中において分離独立している町であるが、徳山市との関係は事実上同一のものである。徳山、下松、富田の各港は開港場に指定され輸出入船舶の出入がひんぱんなため物価が高く、公務員の生活は極度に苦しく、その上富田町から徳山市大字徳山に勤務する官公庁職員は十五パーセントの地域給を支給されるが、町内にある官公庁に勤務する職員ならば大字徳山に在任する職員には十パーセントしか支給されていないことは、事務能率上に非常に悪影響を及ぼしているから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの請願。

山口県富田町の地域給に関する請願

山口県豊後郡富田町長 椎木進一

山口県富田町は、徳山市の真中において分離独立している町であるが、徳山市との関係は事実上同一のものである。徳山、下松、富田の各港は開港場に指定され輸出入船舶の出入がひんぱんなため物価が高く、公務員の生活は極度に苦しく、その上富田町から徳山市大字徳山に勤務する官公庁職員は十五パーセントの地域給を支給されるが、町内にある官公庁に勤務する職員ならば大字徳山に在任する職員には十パーセントしか支給されていないことは、事務能率上に非常に悪影響を及ぼしているから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの請願。

山口県富田町の地域給に関する請願

山口県豊後郡富田町長 椎木進一

山口県富田町は、徳山市の真中において分離独立している町であるが、徳山市との関係は事実上同一のものである。徳山、下松、富田の各港は開港場に指定され輸出入船舶の出入がひんぱんなため物価が高く、公務員の生活は極度に苦しく、その上富田町から徳山市大字徳山に勤務する官公庁職員は十五パーセントの地域給を支給されるが、町内にある官公庁に勤務する職員ならば大字徳山に在任する職員には十パーセントしか支給されていないことは、事務能率上に非常に悪影響を及ぼしているから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの請願。

山口県富田町の地域給に関する請願

山口県豊後郡富田町長 椎木進一

山口県富田町は、徳山市の真中において分離独立している町であるが、徳山市との関係は事実上同一のものである。徳山、下松、富田の各港は開港場に指定され輸出入船舶の出入がひんぱんなため物価が高く、公務員の生活は極度に苦しく、その上富田町から徳山市大字徳山に勤務する官公庁職員は十五パーセントの地域給を支給されるが、町内にある官公庁に勤務する職員ならば大字徳山に在任する職員には十パーセントしか支給されていないことは、事務能率上に非常に悪影響を及ぼしているから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの請願。

山口県富田町の地域給に関する請願

山口県豊後郡富田町長 椎木進一

山口県富田町は、徳山市の真中において分離独立している町であるが、徳山市との関係は事実上同一のものである。徳山、下松、富田の各港は開港場に指定され輸出入船舶の出入がひんぱんなため物価が高く、公務員の生活は極度に苦しく、その上富田町から徳山市大字徳山に勤務する官公庁職員は十五パーセントの地域給を支給されるが、町内にある官公庁に勤務する職員ならば大字徳山に在任する職員には十パーセントしか支給されていないことは、事務能率上に非常に悪影響を及ぼしているから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの請願。

山口県富田町の地域給に関する請願

山口県豊後郡富田町長 椎木進一

山口県富田町は、徳山市の真中において分離独立している町であるが、徳山市との関係は事実上同一のものである。徳山、下松、富田の各港は開港場に指定され輸出入船舶の出入がひんぱんなため物価が高く、公務員の生活は極度に苦しく、その上富田町から徳山市大字徳山に勤務する官公庁職員は十五パーセントの地域給を支給されるが、町内にある官公庁に勤務する職員ならば大字徳山に在任する職員には十パーセントしか支給されていないことは、事務能率上に非常に悪影響を及ぼしているから、本町の地域給を三級地に引き上げられたいとの請願。

請願者 愛媛県宇摩郡上分町六四七 渡辺唯久外六十四名

紹介議員 三橋八次郎君

愛媛県上分町は、県の最東端に位し、三島、川之江町に近く製紙業を中心とする工業地帯であるとともに、商業は近辺町村はもとより、徳島、高知両県を顧客とする東予第一の繁栄地であるため、物価は意外に高く公務員の生活は一般町民はもとより民間給料生活者に比してははたしく悲惨であるから、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの請願。

第一〇一八号 昭和二十七年十二月八日受理

愛媛県金生町の地域給に関する請願

愛媛県宇摩郡川之江町一、八九九 佐藤茂隆外七十七名

第一〇三三三号 昭和二十七年十二月八日受理

岡山県太田村の地域給に関する請願

岡山県邑久郡太田村神崎郵便局内 今中高二外二十四名 加藤 武徳君

岡山県太田村は、県の最東端に位し、隣接の川之江町ならびに三島、上分町とともに一連の製紙工業地帯を形成しているため、地方の一商工業地帯としては異例の物価高を示し、公務員の生活は民間給料生活者に比しはなはだ悲惨であり、川之江町は既に二級地の勧告を受けている実情にかんがみ、本町の地域給を二級地に指定せられたいとの請願。

岡山県太田村の地域給に関する請願

岡山県邑久郡太田村神崎郵便局内 今中高二外二十四名 加藤 武徳君

岡山県太田村は、県の最東端に位し、隣接の川之江町ならびに三島、上分町とともに一連の製紙工業地帯を形成しているため、地方の一商工業地帯として

岡山県太伯村は、地域給二級地である大寺町、一級地である牛窓町に隣接しており、交通の便はもと論のこと文化生活の面においても何等変るところはないにもかかわらず、本村に地域給が支給されないことは、極めて不合理であり、本村の郵便局職員の殆んどは級地指定地区に転勤を希望している状況であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第一〇三三三号 昭和二十七年十二月八日受理
秋田県能代市の地域給に関する請願
請願者 秋田県能代市長 柳谷清三郎

紹介議員 長谷山行毅君

秋田県能代市は、昭和二十四年の大火災による被害と寒冷地特性による光熱、被服費等の支出が大きく、昨年十一月の臨時消費者価格調査の結果からみても全国平均より約二十一パーセント支出が多くなっているにもかかわらず、現在地域給は一級地であり、本年十一月二十四日人事院の地域給改訂勧告において本県内の大体同一条件にある秋田市、大館市のみが二級地に勧告されたことは、はなはだ心外であり、かつ不均衡であるから、当市の地域給を二級地に引き上げられたいとの請願。

第一〇三四号 昭和二十七年十二月八日受理
秋田県能代市の地域給に関する請願
請願者 秋田県能代市長 柳谷清三郎

紹介議員 長谷山行毅君

秋田県能代市は、昭和二十四年の大火災による被害と寒冷地特性による光熱、被服費等の支出が大きく、昨年十一月

の臨時消費者価格調査の結果から見て、も全国平均より約二十一パーセント高い実情にある。昭和二十七年十一月二十四日の人事院の地域給勧告によれば、本市と大体同一条件にある秋田、大館両市が二級地になつてゐるにもかかわらず本市が一級地にすゝ置かれてゐることは、はなはだ心外であるから、本市の地域給を二級地に引き上げられたいとの請願。

第一〇三四号 昭和二十七年十二月八日受理
秋田県横手市の地域給に関する請願
請願者 秋田県横手市議会議長 斎藤万蔵外四名

紹介議員 長谷山行毅君

秋田県横手市は、奥羽本線、横黒線、横庄線の交差点に位置し、その乗降客は県下第三位を占め、昭和二十六年市制を施行した半生産、半消費の地方小都市であるため生活必需品を中心とする物価は、東北六県においても盛岡、仙台に次いで第三位の高価格を示し、民間会社においては当市の高物価を認めその職員に対して地域給を支給している実情であるから、本市の地域給を二級地に指定せられたいとの請願。

第一〇三五号 昭和二十七年十二月八日受理
秋田県横手市の地域給に関する請願
請願者 秋田県横手市議会議長 斎藤万蔵外四名

紹介議員 長谷山行毅君

秋田県横手市は、奥羽本線、横黒線、横庄線の交差点に位置し、その乗降客は県下第三位を占め、昭和二十六年市制を施行した半生産、半消費の地方小都市であるため生活必需品を中心とする物価は、東北六県においても盛岡、仙台に次いで第三位の高価格を示し、民間会社においては当市の高物価を認めその職員に対して地域給を支給している実情であるから、本市の地域給を二級地に指定せられたいとの請願。

兵庫県豊岡市は、今回の人事院勧告により地域給二級地に指定されたが、当市は兵庫県但馬五郡の政治、経済、文化、交通等すべての中心地であり、また但馬唯一の市制地であつて、同県下

十四都市中二級地は豊岡、龍野の二市のみで生野、八鹿、城崎、和田山と同格の二級地であることは何ともしも納得できない不均衡であるから、生活水準の高い文化都市豊岡市の地域給を是非とも三級地に修正せられたいとの請願。

第一一九六号 昭和二十七年十二月十三日受理
兵庫県豊岡市の地域給に関する請願
請願者 兵庫県豊岡市役所内 上田村雄外二名

紹介議員 カニエ邦彦君

この請願の趣旨は、第一〇三五号と同じである。

第一〇三六号 昭和二十七年十二月八日受理
兵庫県日高町の地域給に関する請願
請願者 兵庫県城崎郡日高町長 河本重利

紹介議員 赤木 正雄君

兵庫県日高町は、本県北部但馬の中央に位置し、交通上の要地で工業生産貨物を発送する工業町であり、大、中、小幾多の工場、および多数の官公庁が在り、農産物はほとんどこれらに吸収せられ主食の需給状況は四、四割も不足する一大消費地をなし、その上生活必需品は京阪等から移入する関係上高価で、またスキー客による物価高および三箇月に及ぶ積雪は燃料を索等の価格をいじりし高く高騰させているため公務員の生活は困難を極めてゐるから、本町の地域給を二級地に引き上げられたいとの請願。

第一〇三七号 昭和二十七年十二月八日受理
高知県越知町の地域給に関する請願
請願者 高知県高田郡越知町日 本専売公社越知出張所 内 森岡泰一郎外十七名

高知県越知町は、高岡郡の北部の産業経済の中心をなし、交通の要衝であるため官公署民間企業施設多く、純然たる消費町を形成し、生活必需品は町外から移入する外なく、物価高は地域給支給地の隣接佐川町よりもはるかに高いので、公務員の経済生活は困難を極めてゐるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの請願。

第一〇三八号 昭和二十七年十二月八日受理
高知県高田町の地域給に関する請願
請願者 高知県高田郡高田町議 会議長 小林欽一外十九名

紹介議員 石原幹市郎君

高知県高田町は、大沼郡の行政の中心地で官公署各種の役所学校等が設置され、南奥地の尾岐における宮川防災ダム、発電事業ならびに奥会津林道開発等のため人口増加や住宅難をきたし、一方只見川の電源開発事業の着工は物資不足をきたし、その上例年の積雪は交通輸送を困難にし、以上諸物価の高騰を助長している現状であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの請願。

第一〇三九号 昭和二十七年十二月八日受理
高知県高田町の地域給に関する請願
請願者 高知県高田郡高田町 長 坂内殿外十九名

紹介議員 松平 勇雄君

高知県高田町は、大沼郡の行政の中心地で官公署各種の役所学校等が設置され、南奥地の尾岐における宮川防災ダム、発電事業ならびに奥会津林道開発等のため人口増加や住宅難をきたし、一方只見川の電源開発事業の着工は物資不足をきたし、その上例年の積雪は交通輸送を困難にし、以上諸物価の高騰を助長している現状であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの請願。

第一〇四〇号 昭和二十七年十二月八日受理
高知県高田町の地域給に関する請願
請願者 高知県高田郡高田町 長 坂内殿外十九名

この請願の趣旨は、第一〇三八号と同じである。

第一〇四三三号 昭和二十七年十二月九日受理
東京都八王子市の地域給に関する請願
請願者 東京都八王子市横山町 八八王子市郵便局 内 布施信行外七百八十九名

紹介議員 片柳 眞吉君

八王子市に所在する諸官署は、大部分が地方官公署に属し、東京都内にあるという理由で五給地に相当する手当が支給されているが、小部分の国家機関に属する公務員は、同じ条件にありながら四級地に束縛されている。一方指呼の間にある立川、府中、調布、国分寺が今回五級地に指定され、産業都市として府中、立川よりもはるかに諸物価、諸般の生活条件の高い八王子市が四級地に留められていることは不合理であり、人事の交流はもと論、有為な人材の採用も困難となり、その他あらゆる面で重大な影響を受けることになり、本市の地域給を五級地に引き上げられたいとの請願。

第一〇四三三号 昭和二十七年十二月九日受理
東京都八王子市の地域給に関する請願
請願者 東京都八王子市横山町 八八王子市郵便局 内 布施信行外七百八十九名

紹介議員 片柳 眞吉君

八王子市に所在する諸官署は、大部分が地方官公署に属し、東京都内にあるという理由で五給地に相当する手当が支給されているが、小部分の国家機関に属する公務員は、同じ条件にありながら四級地に束縛されている。一方指呼の間にある立川、府中、調布、国分寺が今回五級地に指定され、産業都市として府中、立川よりもはるかに諸物価、諸般の生活条件の高い八王子市が四級地に留められていることは不合理であり、人事の交流はもと論、有為な人材の採用も困難となり、その他あらゆる面で重大な影響を受けることになり、本市の地域給を五級地に引き上げられたいとの請願。

第一〇四三三号 昭和二十七年十二月九日受理
東京都八王子市の地域給に関する請願
請願者 東京都八王子市横山町 八八王子市郵便局 内 布施信行外七百八十九名

第一〇六八号 昭和二十七年十二月
九日受理

埼玉県元狹山村の地域給に関する請願
請願者 埼玉県入間郡元狹山村
狹山中学校内 山口憲
寿外四名

紹介議員 松永 義雄君

埼玉県元狹山村は、本県豊岡町に近
く、東京都瑞穂町に境を接し、地理的
関係から駐留軍の影響もはなはだ大き
く、全村民家が大部分を占めながら主
食の配給を受けない農家は一戸もない
状態であり、日常必需品も移入の関係
上物価高で公務員の生活は悲惨である
から、本村の地域給を一級地に指定せ
られたいとの請願。

第一〇六九号 昭和二十七年十二月
九日受理

埼玉県名細村の地域給に関する請願
請願者 埼玉県入間郡名細村名
細郵便局内 美代川善
太郎外八十七名

紹介議員 松永 義雄君

埼玉県名細村は、川越市に近接し、地
理的にも経済的にも行政的にも密接不
離の関係にあり、同市の一部になるこ
とが予想されている。一方生活物資の
大半を川越市経由で移入しているた
め、物価は同市を上回っているにもか
かわらず、境界線一本で一方は三級
地、一方は無給地にされているため、
学校職員を始め、一般公務員の他地区
転出傾向が増大しているから、本村を
地域給支給地に指定せられたいとの請
願。

第一〇八五号 昭和二十七年十二月
十日受理

神奈川県川尻村の地域給に関する請願

請願者 神奈川県津久井郡川尻
村長 金子鉄之助

紹介議員 紅露 みつ君

神奈川県川尻村は、三級地相模原、浅
川町および四級地八王子市に囲まれ、
物価指数の如きはこれら隣接市町村よ
りはるかに上回っており、また津久井
けい谷の関門の輻輳地であるため都会
人の来遊多く、物価は高騰の一途をた
どり公務員の生活は不安に陥っている
から、本村を地域給三級地に指定せら
れたいとの請願。

第一〇九〇号 昭和二十七年十二月
十日受理

静岡県熱海市の地域給に関する請願
請願者 静岡県熱海市市長 山形
文雄外八名

紹介議員 藤原 道子君

熱海市の特殊事情は再三再四請願した
通りであるが、本市の特別消費者価格
調査における平均総合指数は五級地に
格付された二十九都市の平均総合指数
をはるかに上回り、全国最高の数字を
示していることは五級地に格付される
に十分であり、静岡、伊東市さえ四級
地に昇格したのに本市が四級地にすえ
置かれていることは不均衡であるから、
本市の地域給を五級地に引き上げら
れたいとの請願。

第一一八七号 昭和二十七年十二月
十三日受理

静岡県熱海市の地域給に関する請願
請願者 静岡県熱海市熱海郵便
局内 小川孟敏外八名

紹介議員 千葉 信君

熱海市は、現在四級地に格付されてい
るが、昭和二十四年五月、同年十一
月、昭和二十五年五月の熱海市平均総
合指数一〇一・九三となり全国最高の
数字を示しているが、実際は指数の低
い諸都市が五級地に指定されている実
情にあり、また今回の人事院勧告によ
り静岡市、伊東市さえ四級地に引き上
げられたのに本市だけが四級地にすえ
置かれたことは承服できないから、そ
の修正方について格別配慮せられたい
との請願。

第一二四三号 昭和二十七年十二月
十三日受理

静岡県熱海市の地域給に関する請願
請願者 静岡県熱海市熱海小学
校内 花山薫外八名

紹介議員 カニエ邦彦君

この請願の趣旨は、第一一八七号と同
じである。

第一〇九一號 昭和二十七年十二月
十日受理

静岡県三島市の地域給に関する請願
請願者 静岡県三島市長 朝
日原作

紹介議員 藤原 道子君

三島市は、北伊豆に位し奥伊豆方面の
観光地の開門で温泉地の影響をうけ、
また戦災を免れたため人口とみに増加
し、さらに日本大学教養部、静岡大学
教育学部、鉄道教習所等の設置による
消費の激増に伴い、驚くべき物価高を
示し、公務員の生活は困難をきわめて
いる。しかるに本市とわずかに四キロの
間にあり諸事情を一にしている沼津市
のみ今三級地に引き上げられたことは
不均衡であるから本市の地域給を沼
津市と均衡のとれるように修正せられ
たいとの請願。

第一一八八号 昭和二十七年十二月
十三日受理

静岡県三島市の地域給に関する請願
請願者 静岡県三島市役所内
吉川秀二郎外三名

紹介議員 千葉 信君

静岡県三島市における諸物価は、小田
原市、沼津市を上回る実情にあり、沼
津市と一衣帯水の関係にあるにもかか
わらず、沼津市清水市が今回の勧告に
より三級地に引き上げられ、本市のみ
二級地にすえ置かれたことは納得でき
ないから、不均衡を是正せられたいと
の請願。

第一〇九二号 昭和二十七年十二月
十日受理

静岡県高根村外三箇村の地域給に関す
る請願
請願者 静岡県駿東郡須走村須
走郵便局内 米山豊彦
外十六名

紹介議員 藤原 道子君

静岡県駿東郡高根村、須走村、北郷村
および足柄村の四箇村にわたる地域
は、行政協定に基づく駐留軍基地設定に
伴い、労務者および特殊女子の出入
が急激に増加したため、消費物価がい
ちじるしく高騰し、同地区に在勤公務員
の生計に大きな弊害を与えている。し
かも同地は富士火山の噴出砂れきにお
おわれた不毛地である上、演習場立入
禁止区域の拡張によつて、農業生産は
極度に減退していることと積雪寒冷地
帯の指定地であることが食糧品の物価
に響き、他の消費物価は運賃加算のた
め、いちじるしい高物価地域になつて
いるから、右四箇村を地域給支給地に
指定せられたいとの請願。

第一〇九三号 昭和二十七年十二月
十日受理

岡山県湯郷町の地域給に関する請願
請願者 岡山県勝田郡湯郷町役
場内 安藤四助外一名

紹介議員 江田 三郎君

岡山県湯郷町は吉野川を隔て南都林野
町に接し、物資の仕入に林野町、津山
市、姫路市、岡山市等の中間業者の手
を経ているため商品仕入価格も高く運
賃が加算され、かつ温泉観光地という
特殊事情によつて、隣接の地域給支給
地である林野町、勝間田町および津
山、姫路両市よりもむしろ物価高の状
態であるから、本町を地域給二級地に
指定せられたいとの請願。

第一一〇五号 昭和二十七年十二月
十日受理

秋田県増田町の地域給に関する請願
請願者 秋田県平鹿郡増田町増
田中学校内 真崎日魯
雄外四名

紹介議員 長谷山行毅君

秋田県増田町は、平鹿郡の中心都市で
あるが、交通不便であることと農業経
営上畑地が極めて少い稲作単一農業地
帯であること、さらに隣接地鉾田山地帯
の好景気の影響を受けること等により物
価高を呈し、公務員は生活上困難を極
めているから、本町を地域給一級地に
指定せられたいとの請願。

第一一〇六号 昭和二十七年十二月
十日受理

福島県若松市の地域給に関する請願
請願者 福島県若松市栄町一五
〇北会津地方事務所
内 星弥外二名

紹介議員 石原幹市郎君

福島県若松市は、会津地方の政治、経済、学術、産業、文化の中心地であるが、近距離に東山温泉を始め猪苗代湖、磐梯山および周辺の温泉地、国立公園を控え、さらに只見川電源開発に伴う本市の発展充実、近隣町村の果す役割と相まつて都会地への人口集中とともにその増加に伴う消費量の増加、諸物価の騰貴となつてゐる実情であるから、本市を地域給三級地に指定せられたいとの請願。

第一一〇七号 昭和二十七年十二月十日受理
埼玉県行田市の地域給に関する請願
請願者 埼玉県行田市市長 馬場秀夫外二十九名
紹介議員 原 虎一君 上原正吉君 小林 英三君

本年十一月二十四日の地域給に関する人事院勧告によれば、埼玉県大宮市は四級地、熊谷、川越両市は三級地に改訂され行田市は二級地すべしとされているが、現在の物価状況等よりしてはなほ不均衡であり、ことに熊谷市との地域給差は両市間の人事運営に重大な問題であるから、本市の地域給を三級地に是正せられたいとの請願。

第一一二三三号 昭和二十七年十二月十三日受理
埼玉県行田市の地域給に関する請願
請願者 埼玉県行田市役所内 小林義雄外二十九名
紹介議員 上原 正吉君
さきの人事院勧告によると、埼玉県大宮市は四級地、熊谷、川越、所沢の三市は三級地になつてゐるにかかわらず、当行田市のみ二級地にすえ置かれてゐるが、これは本県内の実情に副わ

ぬ不均衡な結果となつてゐるから、電車で十分の距離にある熊谷、行田両市の地域給を同級とせられたいとの請願。

第一一〇八号 昭和二十七年十二月十日受理
宮崎県高岡町の地域給に関する請願
請願者 宮崎県知事 田中長茂
紹介議員 竹下 豊次君

宮崎県下各市町村の特殊事情を考慮せられ地域給を宮崎市三級地、日南市、高千穂町、小林市、高鍋町、妻町二級地、高岡町、高岡町、本庄町、生目村、佐土原町、富田村、広瀬町、都農町一級地にそれぞれ指定せられたいとの請願。

第一一〇九号 昭和二十七年十二月十日受理
宮崎県高岡町の地域給に関する請願
請願者 宮崎県東諸郡高岡町 長 長野忍男
紹介議員 竹下 豊次君

宮崎県高岡町は、宮崎市と都城小林両市間の交通の要衝であるが、大半林野面積で占められてゐるため、主副産物は当町の需要を充すに至らず、ほとんど他県市町村よりの移入に依存してゐる、しかも年々訪れる台風による災害は必然的に物価の高騰をきたし、日常生活は困難なばかりでなく公務員の人事運営面にも非常な障害となつてゐるから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの請願。

第一一一〇号 昭和二十七年十二月十日受理
宮崎県高岡町の地域給に関する請願

請願者 宮崎県西諸郡高岡町 長 北迫栄吉外一名
紹介議員 竹下 豊次君
宮崎県高岡町は、山林原野外く産業はそのほとんどが農業であるため商工業が少く、従つて生活必需品の大半を遠く北九州および大阪方面より数々の中継を経て搬入され、しかも交通不便と年々季節的に訪れる台風による災害は必然的に物価の高騰をきたし、俸給生活者の生活は困難を極めてゐるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの請願。

第一一二五号 昭和二十七年十二月十三日受理
宮崎県高岡町の地域給に関する請願
請願者 宮崎県西諸郡高岡町 議会議長 林宗太郎外一名
紹介議員 三輪 貞治君

この請願の趣旨は、第一一一〇号と同じである。

第一一一一號 昭和二十七年十二月十日受理
宮崎県生目村の地域給に関する請願
請願者 宮崎県宮崎郡生目村 長 森繁春
紹介議員 竹下 豊次君

宮崎県生目村は、宮崎市の隣接地で、生活必需品はほとんど宮崎市から購入し同市の経済圏にあつて一級地の指定を受けてゐるが、本村の官公庁附近にある畜産試験場、園芸試験場ならびに大庭高等学校生目校舎の職員は、宮崎などの二級地の支給を受けてゐることとは本村公務員に大なる影響を与え、人事の交流の円滑を欠くことになるから、本村の地域給を二級地に引き上げられたいとの請願。

第一一二二號 昭和二十七年十二月十日受理
熊本県南関町の地域給に関する請願
請願者 熊本県玉名郡南関町 長 松岡卯吉
紹介議員 城 義臣君

熊本県南関町は本県の北端に位し、行政、経済、文化、交通等の面に特殊の地位を保つており、周辺には久留米、柳川、大牟田、荒尾市および多くの町が存在し、生活必需品はこれらの都市より移入してゐるため、生活費は高く公務員の生活は困難を極めており、人事の交流の上にも都合が生じてゐるから、本町を地域給を支給地に指定せられたいとの請願。

第一一五八号 昭和二十七年十二月十二日受理
熊本県南関町の地域給に関する請願
請願者 熊本県玉名郡南関町 長 関野便局内 多田限正 已外九名
紹介議員 矢嶋 三義君

熊本県南関町は、古来肥筑の境に位置し行政、経済、文化、交通等の面において特殊の地位を保つてゐる。ことに大牟田市とは文化経済上密接不離の關係にあつて、生計費は周辺都市に比しさかも劣らぬ現状であるから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第一一二三三號 昭和二十七年十二月十一日受理
北海道神恵内村の地域給に関する請願

請願者 北海道古宇郡神恵内村 小学校内 池野仁三郎 外十名
紹介議員 岡村文四郎君
北海道神恵内村は、鉄道沿線より三十キロの僻地にあるが僻地手当もなく、その上生活必需品は岩内町より海路またはトラックで輸送される關係上、物価は岩内町より一割八分高となつてゐるため、本村公務員の生活は困難を極めてゐるから、本村を地域給三級地に指定せられたいとの請願。

第一一二四号 昭和二十七年十二月十一日受理
北海道泊村の地域給に関する請願
請願者 北海道古宇郡泊村議会議長 上野孝太郎外四名
紹介議員 岡村文四郎君

北海道泊村は、函館本線小沢駅より支線約四十分、バスで約五十分の旅程に位置してゐるが、冬の寒冷期間が長いことと、交通不便のため、本村の物価は函館本線沿線の近似的町村よりも高、隣接の岩内町等より上廻つてゐる現状であるから、地域給二級地として指定せられたいとの請願。

第一一二五号 昭和二十七年十二月十一日受理
北海道足利村の地域給に関する請願
請願者 北海道岩内郡足利村 議長 森下大輔外七名
紹介議員 岡村文四郎君

北海道足利村は純農村であつて、主食糧輸入の順調と商工業の復興とに加え農村の生産復興と主食糧供出の自主的増加によつて国民の消費経済の状況は

都市と農山漁村との間に逆な現象を呈し、農山漁村における公務員の生活は都市公務員より極度の生活危機に直面し、本村の公務員もまた生活に困窮を極めていたから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの請願。

第一二六号 昭和二十七年十二月十一日受理

北海道島野村の地域給に関する請願
請願者 北海道岩内郡島野村議会議長 中村二三外四名

紹介議員 岡村文四郎君

北海道島野村は、目下地域給設定運動中の岩内町に野東川をもつて隣接し、消費経済は岩内町のそれと密接不離の關係に置かれていた。しかるに岩内町を含めた本村の経済状況は小樽札幌の商業圏に包含され、生活物資の多くは両市より移入されているため、函館本線沿線の俱知安町、余市町よりも価格においてほとんど全部が上廻っている状態であるから、本村を地域給二級地として指定せられたいとの請願。

第一二七号 昭和二十七年十二月十一日受理

北海道小沢村の地域給に関する請願
請願者 北海道岩内郡小沢村第一小学校内 藤崎裕外六名

紹介議員 岡村文四郎君

北海道小沢村は、函館本線小沢駅より支線富田駅の間に位置し岩内線の分岐点にあたり交通の要衝であるが、村内一千戸中約七割までが国富銅山の従業員で、物資は小樽、札幌両市からの移入によるため生活必需品は両市と何等差異がなく公務員の生活は窮迫しているから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの請願。

第一二八号 昭和二十七年十二月十一日受理

新潟県外波村の地域給に関する請願
請願者 新潟県西頸城郡外波村長 王谷秀雄外二名

紹介議員 北村 一男君

新潟県外波村は、全国有数の石灰原石の生産地であつて食糧、生活必需品の生産はほとんどなく、大部分の消費物資は糸魚川町より移入され、しかも交通不便のため物価は県下第一の高物価を示し、公務員の生活は困窮を極めていたから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの請願。

第一二九号 昭和二十七年十二月十一日受理

高知県本山町の地域給に関する請願
請願者 高知県長岡郡本山町大石一六三 山中利典外十八名

紹介議員 入交 太蔵君 寺尾 豊君

高知県本山町は、嶺北地方の政治、経済、文化、交通等の中心地であるが、地勢上土佐のチベットとも称せられる別天地を形成し、しかも生活必需品の相当量を移入にまたなければならぬため、消費物価は全国的に高物価にある高知市を上回り、公務員の生活は困窮を極めて、人事運営等に支障をきたしているから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの請願。

第一一四九号 昭和二十七年十二月十二日受理

北海道釧路市の地域給に関する請願
請願者 北海道釧路市役所内 鈴木徳一外三十五名

紹介議員 木下 源吾君

釧路市鳥取町は、昭和二十四年に釧路市に合併された町であるが、いまでは、同市の発展が鳥取町に移り、公務員の住宅を始め、新規建設の官庁もすべて同町に移動している等釧路市の重要な部分となつており、市の都市計画も同町を中心として設計されている実情である。しかるにさきの人事院勧告が、釧路市を三級地としてその延長である同町を二級地にすえ置いたことは、教員を始めとし、地方の人事交流に大きな支障となつていくから、鳥取町の地域給を釧路市と同級とせられたいとの請願。

第一一五〇号 昭和二十七年十二月十二日受理

福島県若松市の地域給に関する請願
請願者 福島県若松市役所内 五ノ井忠三外二名

紹介議員 木村 守江君

福島県若松市は、会津地方における政治、経済、文化の中心地であるが、地理的および季節的条件による物価の変動が極めて敏感で、しかも東山温泉、猪苗代湖、磐梯山等観光地を控へ、さらに奥会津の電源開発に伴う人口の増加は、消費物価をいづるしく高めていくから、同市を地域給三級地に指定せられたいとの請願。

第一一五三号 昭和二十七年十二月十二日受理

福島県若松市の地域給に関する請願
請願者 福島県若松市大町一之町会津若松郵便局内 樋口清一外二名

紹介議員 松平 勇雄君

この請願の趣旨は、第一一五〇号と同じである。

第一一五二号 昭和二十七年十二月十二日受理

神奈川県箱根地区の地域給に関する請願
請願者 神奈川県足柄下郡温泉村底倉一、二七五 宮川政次外三百二十九名

紹介議員 石村 幸作君

神奈川県箱根地区は著名な温泉地であり、純消費地としての性格から物価は他の地区に比しいづるしく高い実状であるから、本地区を地域給四級地に指定せられたいとの請願。

第一一五五号 昭和二十七年十二月十二日受理

山梨県上野原町の地域給に関する請願
請願者 山梨県北都留郡上野原町長 富田千代鷹外四名

紹介議員 平林 太一君

山梨県上野原町は、東京都に近接して物心両面の生活様式にその影響を受けることが極めて大であつて、ベース賃

第一一五四号 昭和二十七年十二月十二日受理

神奈川県川尻村の地域給に関する請願
請願者 神奈川県津久井郡川尻村 安西雅作外十七名

紹介議員 石村 幸作君

神奈川県川尻村は、相模川の中流に位置し津久井けい谷の閘門として近時観光客の来遊多く、さらに東を高座郡相模原町(三級地)に、北を東京都南多摩郡界村(五級地)に、西を浅川町(五級地)に、隣接しているため、物価はこれ等の都市を上回る実状であるから、本村の地域給を三級地に指定せられたいとの請願。

第一一五五号 昭和二十七年十二月十二日受理

山梨県上野原町の地域給に関する請願
請願者 山梨県北都留郡上野原町長 富田千代鷹外四名

紹介議員 平林 太一君

山梨県上野原町は、東京都に近接して物心両面の生活様式にその影響を受けることが極めて大であつて、ベース賃

第一一五五号 昭和二十七年十二月十二日受理

山梨県上野原町の地域給に関する請願
請願者 山梨県北都留郡上野原町長 富田千代鷹外四名

紹介議員 平林 太一君

金に拘束される本町公務員は周囲の生活に即応するのに極めて困難な実状にあるから、本町の地域給を引き上げられたいとの請願。

第一一五六号 昭和二十七年十二月十二日受理

岐阜県坂本町の地域給に関する請願
請願者 岐阜県恵那郡坂本町

紹介議員 長 糸井川政一
菊川 孝夫君 高田なほ子君 千葉 信君

岐阜県坂本町は、恵那郡の中核地である中津川市と大井町との中間に位し、中央線、国道線の関係で交通の便は至極良好にて文化経済の程度も非常に高く物資の流通も大なるものがある。しかしして経済方面においては恵那郡の生活物資はすべて名古屋方面を中心として入荷し、本村における状態は中津川市、大井町市場を経由して流入されるので、その物価指数は中津川市、大井町と何等差るところがなく、農産物の点については交通の便がよいため村内一般や買商人の競合により郡内の最高を示し、一人官公職員の苦境の立場におかれている現状であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第一一五七号 昭和二十七年十二月十二日受理

宮崎県本庄町の地域給に関する請願
請願者 宮崎県東諸郡本庄町

紹介議員 三輪 貞治君

宮崎県本庄町は、東諸郡の政治、経済、文化、交通の中心地であるが生活必需品および諸物資の搬入をすべて宮崎市の卸商に依存しているため物価

高を示し、公務員は生活に困難を極め、人事運営等に多大の支障をきたしているから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの請願。

第一一九三号 昭和二十七年十二月十三日受理

宮崎県本庄町の地域給に関する請願
請願者 宮崎県東諸郡本庄町

紹介議員 千葉 信君
この請願の趣旨は、第一一五七号と同じである。

第一一六九号 昭和二十七年十二月十二日受理

栃木県氏家町の地域給に関する請願
請願者 栃木県塩谷郡氏家町氏家務務内 山岸一二三外三百十三名

紹介議員 紅露 みつ君

栃木県氏家町は、宇都宮市に近接する関係上物価等は同市に比して大差なく、公務員は経済的に非常な不遇の環境下にあるから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第一二四一号 昭和二十七年十二月十三日受理

栃木県氏家町の地域給に関する請願
請願者 栃木県塩谷郡氏家町 小島国明外三百十三名

紹介議員 岩崎正三郎君

この請願の趣旨は、第一一六九号と同じである。

第一一七〇号 昭和二十七年十二月十二日受理

栃木県喜連川町の地域給に関する請願

請願者 栃木県塩谷郡喜連川町 長 小森谷義男外一名

紹介議員 紅露 みつ君

栃木県喜連川町は地方経済、交通、文化の枢要の地であり、物価も県下主要都市に比較し優るとも劣らぬ高物価にあるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの請願。

第一一七一号 昭和二十七年十二月十二日受理

静岡県地頭方村の地域給に関する請願
請願者 静岡県榛原郡地頭方村 長 増田英太郎外十名

紹介議員 河井 彌八君

静岡県地頭方村は、農耕地が狭く、主要食糧は自給自足が成立せず、他の各種生産品も企業者が皆無のためこれらを外部より抑ぎ、しかも地理的に交通不便のため、物価は静岡市等に比し同価格の状況であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第一一七二号 昭和二十七年十二月十三日受理

三重県三瀬谷村の地域給に関する請願
請願者 三重県多度郡三瀬谷村 長 前納備三

紹介議員 前田 親君 菊川 孝夫君

三重県三瀬谷村は、諸物資のすべてを松阪市、宇治山田市等他市町村に依存しているため物価高にあり、しかも近時宮川ダム建設に伴い関係者が多数来村し、諸物価の高騰に一層拍車をかける結果となつて公務員の生活は日々困難の度を加へつつあるから、本村を地域給二級地に指定せられたいとの請願。

第一一七三号 昭和二十七年十二月十三日受理

滋賀県瀬田町の地域給に関する請願
請願者 滋賀県栗太郡瀬田町長 吉田鶴外八名

紹介議員 村上 義一君 西川甚五郎君

滋賀県瀬田町は、隣接大津市の都市計画区域内にあり、すでに市街地および工場地帯を形成しているものであるから、本町を最低地域給三級地に指定せられたいとの請願。

第一一七四号 昭和二十七年十二月十三日受理

北海道釧路市鳥取町の地域給に関する請願
請願者 北海道釧路市鳥取町 長 鈴木徳一外三十四名

紹介議員 千葉 信君

北海道釧路市鳥取町は、昭和二十四年

第一一七五号 昭和二十七年十二月十三日受理

北海道厚田村の地域給に関する請願
請願者 北海道厚田郡厚田村長 吉田喜久次郎外二十二名

紹介議員 千葉 信君

北海道厚田村は、経済的、文化的に札幌市に直結する特殊事情の地であり、従つて物価は諸物資を札幌、小樽両市より仕入れる関係上同市を上回り、加うるに積雪多量のため越冬生活物資の貯蔵等公務員は幾多の生活悪条件下にあつて人事運営等に支障をきたしているから、本村を札幌市周辺町村と同級の地域給地に指定せられたいとの請願。

第一一八六号 昭和二十七年十二月十三日受理

神奈川県初声村の地域給に関する請願
請願者 神奈川県三浦郡初声村 高田坊関東電波監理局 監視部内 対木正弥

紹介議員 千葉 信君 石村 幸作君

神奈川県初声村は、垣根一重をもつて横須賀市に隣接し、生活の根拠が全く同市内にあるから、本村の地域給を同

市同様五級地に指定せられたいとの請願。

第一一八九号 昭和二十七年十二月十三日受理

岐阜県大井、長島両町の地域給に関する請願

請願者 岐阜県恵那郡長島町長 佐々木鈴一外一名

紹介議員 千葉 信君

岐阜県長島町は、観光地恵那峡を有し、春から秋にかけて名古屋方面からの観光客が非常に多く、また岐阜療養所長期入院患者への訪問者も多く当町の物価と生活水準に及ぼす影響は多大であり、しかも当町は諸物資をすべて名古屋より搬入しているため郡内交通の要点をなしている中津川町と生活様式、物価等は何等異なるところがないから、本町を二級地の地域給支給地に指定せられたいと本町と密接な関係にある大井町も同様の級地に指定せられたいとの請願。

第一一九〇号 昭和二十七年十二月十三日受理

岐阜県上宝村の地域給に関する請願

請願者 岐阜県吉城郡上宝村第二小学校内 津田利夫 外八名

紹介議員 千葉 信君

岐阜県上宝村は、神岡町に接し交通、文化、商業取引等すべて同町と密接な関係にある。ことに、地域的特殊事情より生活諸物資を同町に依存し、かつ高い物資を移入しているため物価は、同町に比し二・三割高を示し、公務員は生活に困難を極めているから、本村を神岡町同様の地域給級地に指定せられたいとの請願。

第一一九一号 昭和二十七年十二月十三日受理

富山県倉垣村の地域給に関する請願

請願者 富山県婦負郡倉垣村市目北陸電波監理局監視部内 室本祐成

紹介議員 千葉 信君

富山県倉垣村は、富山市の郊外村として生活物資の大半を同市より購入しているため、生活程度は同市と同様であるから、本村を地域給三級地として指定せられたいとの請願。

第一一九二号 昭和二十七年十二月十三日受理

兵庫県龍野市外三箇町の地域給に関する請願

請願者 兵庫県龍野市長 堺吉 次郎外六名

紹介議員 千葉 信君

兵庫県龍野市および太子町、御津町、揖保川町は、姫路、相生両市にはさまれて両市と同一経済圏内にあるから、龍野市を地域給三級地に、太子、御津、揖保川の三箇町を同一二級地にそれぞれ指定せられたいとの請願。

第一一九四号 昭和二十七年十二月十三日受理

北海道和寒町の地域給に関する請願

請願者 北海道和寒町 会長 高橋清一外十六名

紹介議員 カニエ邦彦君

北海道和寒町は、地理的に経済的に旭川市と極めて密接な関係にあり、しかも消費物資の大半を旭川市より仕入れているため、物価および消費生活が同市に類似しているばかりでなく、近年交通網の発達により、両地区の距離が僅少となつてゐること等を考慮されたいとの請願。

第一一九五号 昭和二十七年十二月十三日受理

島根県江津町の地域給に関する請願

請願者 島根県那賀郡江津町石見江津駅内 安田又一 外十四名

紹介議員 カニエ邦彦君

島根県江津町は、耕地に恵まれぬことおよび日本海よりの強風のため、植物の栽培に適せず、主食を始めとする食糧のほとんどを他地区に仰ぐばかりでなく、生活必需品の移入による運賃加算は、同町における物価を高め、その上山陽パルプおよび人絹パルプ両工場の開設と増設が、同地の物価高を一層激しくしているから、同町の地域給を改訂前の二級地とせられたいとの請願。

第一二二二号 昭和二十七年十二月十三日受理

神奈川県湘南村の地域給に関する請願

請願者 神奈川県津久井郡湘南村 村長 中里登

紹介議員 石村 幸作君

神奈川県湘南村は、郡内同一立地条件にある他の町村が地域給支給の指定を受けたにもかかわらず本村のみが指定から漏れたのであるが、その立地条件から対岸の相模原町(三級地)とは日常経済的に密接な関係があり、その上附近に別荘地帯を擁し物価は相模原町を上回る実情であるから、すみやかに最低一級地に指定せられたいとの請願。

第一二二三号 昭和二十七年十二月十三日受理

神奈川県玉川村の地域給に関する請願

請願者 神奈川県愛甲郡玉川村 七沢二、六一三 和田 隆三外五十二名

紹介議員 石村 幸作君

神奈川県玉川村は、温泉地、観光地として高度の消費地で生活上の経済的困難は大会以上であり、諸物価が本村より低い隣接南毛利村が三級地に、また高部屋村、成瀬村が一級地に指定されているにもかかわらず、本村が無給地であることは不均衡きまるものであるから、本村を地域給一級地に指定せられたいとの請願。

第一二二四号 昭和二十七年十二月十三日受理

神奈川県小鮎村の地域給に関する請願

請願者 神奈川県愛甲郡小鮎村 飯山五、五二五 石川 伝

紹介議員 石村 幸作君

神奈川県小鮎村は、近時交通、商工、観光の各方面に膨脹、発展しつつある厚木町の近郊に位置し、消費物価は相当高く勤務者の生活は困難な状態にあり、しかも物価が本村と何等差異のない隣接の南毛利村がすでに地域給三級地に指定され、さらに厚木町を中心として本村より遠隔地の陸合村、依知村が今般地域給一級地に指定され、本村が除外されたことは不均衡きまるものであるから、本村を是非とも地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第一二二五号 昭和二十七年十二月十三日受理

神奈川県狹野村の地域給に関する請願

請願者 神奈川県愛甲郡狹野村 長 加藤順治

紹介議員 石村 幸作君

神奈川県狹野村は、農産物は隣接の消費地受川町、厚木町に吸収せられ、多くの観光客のため物資は買入あさられ、日用品は供給地が遠い関係で高く、その上本村は未だ地域給支給の指定を受けていないため、有能の人材は愛川、厚木両町ならびに横浜方面に転出して職域の安定が期し難い実情であるから、本村の地域給を愛川町同様二級地に指定せられたいとの請願。

第一二二六号 昭和二十七年十二月十三日受理

神奈川県中津村の地域給に関する請願

請願者 神奈川県愛甲郡中津村 長 脇島助外五十二名

紹介議員 石村 幸作君

神奈川県中津村は、完全農家としての経営が至難なため、ほうき製造の副業によつてようやく生計を立てている状態で、物価は高く極めて生活困難な地域である上、隣接の依知村、陸合村が級地の指定を受けている現在、その均衡上からも本村の地域給を是非とも一級地に指定せられたいとの請願。

第一二二七号 昭和二十七年十二月十三日受理

神奈川県煤ヶ谷、宮ヶ瀬組合村の地域給に関する請願

請願者 神奈川県愛甲郡煤ヶ谷 外一ヶ村組合長 山田 茂外九十九名

紹介議員 石村 幸作君

神奈川県煤ヶ谷、宮ヶ瀬組合村は、愛川町に隣接する農山村で有名な観光地

であるが、近時観光客のため物価は急激に上昇し、その上本村の自給食糧は二箇月をささるに過ぎない状況と相まつて勤労生活者の生活はきわめて困難であるため、有給地への転出希望者が続出し、現場経営に重大な支障をきたしているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第一二二八号 昭和二十七年十二月十三日受理

埼玉県埼玉村の地域給に関する請願
請願者 埼玉県北埼玉郡埼玉村
長 関口七三外三十一名

紹介議員 上原 正吉君

埼玉県埼玉村は、その一部分が行田市に接続して約一キロの間商店街を形成し半商半農の地域を占めているが、最近行田市の発展に伴い工場の建設進出は本村に及び住宅の建築もますます激増し、このため生活水準の向上はめざましい上、日用品も移入の關係上意外に高く、農業生産品も農民の商人化により俸給生活者の生活をさらに困難にしているため、有給地への転出希望者が続出して地方自治、教育の発展も期し難い現状であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第一二二九号 昭和二十七年十二月十三日受理

埼玉県春日部町の地域給に関する請願
請願者 埼玉県南埼玉郡春日部町
長 山口宏外六百四十名

紹介議員 上原 正吉君

埼玉県春日部町は政治、経済、文化、交通等埼玉東部の中心地であるが、東京に近い關係で東京方面への通勤者が

多く従つて生活程度も向上し、また物価も近くの大宮市、草加町と大差なく公務員の生活は困難を極めているから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの請願。

第一二三〇号 昭和二十七年十二月十三日受理

埼玉県下忍村の地域給に関する請願
請願者 埼玉県北埼玉郡下忍村
長 荒井賢一外四十七名

紹介議員 上原 正吉君

埼玉県下忍村は、日常生活上近隣行田市、吹上町、熊谷市と密接不離の關係にあるため、農村ではあるが町同様の生活水準にあり、公務員の生活は困難をきわめ、人事運営等に支障をきたしているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第一二二二二号 昭和二十七年十二月十三日受理

埼玉県荒木村の地域給に関する請願
請願者 埼玉県北埼玉郡荒木村
長 峯川清太郎外四十八名

紹介議員 上原 正吉君

埼玉県荒木村は、行田市と接続しているため、同市の住宅地として発展の一途にあるが、経済的には行田市と同一圏内にあり、ことに生活用品、野菜等を同市経由で移入しているため、配給品以外の物価は同市を上回っているから、同村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第一二二三二号 昭和二十七年十二月十三日受理

埼玉県南河原村の地域給に関する請願

請願者 埼玉県北埼玉郡南河原村小学校内 田高金一外二十六名

紹介議員 上原 正吉君

埼玉県南河原村は、熊谷、行田両市の経済圏内にあるため物価が高く、教職員に困難を極めているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第一二二三三号 昭和二十七年十二月十三日受理

埼玉県太田村の地域給に関する請願
請願者 埼玉県北埼玉郡太田村
長 柴崎梓外三十九名

紹介議員 上原 正吉君

埼玉県太田村は、二級地の行田市を始め周囲を全部地域給支給地に囲まれており、村の中央を県道が貫通して高崎線および東武線に連絡しているため、交通の便がよい等人事の往来がはげしいため、農村でありながら諸物価が高く、教職員等の人事交流に支障をきたしているから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第一二二三四号 昭和二十七年十二月十三日受理

埼玉県中条村の地域給に関する請願
請願者 埼玉県北埼玉郡中条村
長 中村宏平外五十三名

紹介議員 上原 正吉君

埼玉県中条村は、熊谷市と密接不離の關係にあり、ことに最近同市が北部に進出したため、本村西南部は同市の一部に包まれている実情にあり、物価等においても両地区間には差異がないため、在住公務員は他地域に転出を希望する者が多く、教育上憂慮すべき状態にあるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第一二三五五号 昭和二十七年十二月十三日受理

埼玉県星宮村の地域給に関する請願
請願者 埼玉県北埼玉郡星宮村
長 寺田愛三外四十一名

紹介議員 上原 正吉君

埼玉県星宮村は、熊谷、行田両市の中間にあるため、物価は両市と交らず、むしろ運賃諸経費だけ高い実情にあるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第一二二六六号 昭和二十七年十二月十三日受理

埼玉県太井村の地域給に関する請願
請願者 埼玉県北埼玉郡太井村
長 大沢清治外四十三名

紹介議員 上原 正吉君

埼玉県太井村は、熊谷、行田の両市によつてほとんど囲まれているが、村内には合計四軒の商店よりないため、日用品を始め経済生活のすべてを両市に依存する現状であるから、本村を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第一二二九号 昭和二十七年十二月十三日受理

新潟県直江津町の地域給に関する請願
請願者 新潟県中頸城郡直江津町
長 川澄農治外三十三名

紹介議員 門田 定蔵君

新潟県直江津町は、県下最大の工場である信越化学、ステンレス、日曹、帝石、ステンレス工材等の所在地でかつ信越線、北陸線の分岐点にあり、また国の指定港でもあつて物価指数は現にいちじるしく高く、これが公務員の生計費に及ぼす影響は大きくひいては行政事務等各般の事項にじんな支障をきたしている実状であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの請願。

第一二四〇号 昭和二十七年十二月十三日受理

新潟県地域給に関する請願
請願者 新潟県知事 岡田正平
紹介議員 小林 孝平君 北村 一男君 清澤 俊英君 下條 恭兵君

新潟県内主要市町村のうち、柏崎市外三十四箇市町村は、昭和二十七年十一月二十四日付をもつて、人事院より国会ならびに政府に対して行われた勤務地手当の支給区分改訂勧告書より漏れているが、これらの市町村は勧告を受けているが、柏崎、新発田、新津の三箇市および青森、直江津、十日、村上、亀田、加茂、燕の七箇所を二級地に、堀之内、岩船、河原田、脇野、白根、小須戸、地蔵堂、今、能生、曾根、関原、出雲崎、小木、真野、千手、片貝、沢根、名立、石地、高浜の二十箇町および保内、湯沢、黒崎、歌外波、下保倉の五箇村を一級地にそれぞれ指定せられたいとの請願。

第一二四二二号 昭和二十七年十二月十三日受理

東京都国分寺町の地域給に関する請願
請願者 東京都北多摩郡国分寺

ある信越化学、ステンレス、日曹、帝石、ステンレス工材等の所在地でかつ信越線、北陸線の分岐点にあり、また国の指定港でもあつて物価指数は現にいちじるしく高く、これが公務員の生計費に及ぼす影響は大きくひいては行政事務等各般の事項にじんな支障をきたしている実状であるから、本町を地域給二級地に指定せられたいとの請願。

町二、五一四日本国鉄
中央鉄道教育所分寺
分教所内 長谷川菊雄
外一名

紹介議員 カニエ邦彦君

東京都分寺町の地域給は十一月二十
四日の人事院勧告により五級地に指定
されているから、これが実現を図られ
たいとの請願。

第一二四四号 昭和二十七年十二月
十三日受理

愛知県祖父江町の地域給に関する請願
請願者 愛知県中島郡祖父江町
全官公職員協議会内
石原春光外三百四名

紹介議員 山本 米治君

愛知県祖父江町は、地理的環境から三
興製紙を始め幾多の繊維工場が所在
し、名古屋、京阪商人との取引がま
ます盛となり飛躍的發展を示してい
る。しかも三級地の稲沢町、津島市お
よび四級地の一の宮市の中間に位置
し、新しく級地に指定された今伊勢
町、奥町と同一条件にあるから、同町
を地域給三級地に指定せられたいとの
請願。

第一二四六号 昭和二十七年十二月
十三日受理

福島県藤田町の地域給に関する請願
請願者 福島県伊達郡藤田町
長 東海林忠次郎外
十名

紹介議員 石原幹市郎君 木村
守江君

福島県藤田町は、今回指定を受けた桑
折、保原、深川、川俣の四箇町と物価
および生計指数に差異がなく、地理的
位置のため、かえって高い状況にある

から、本町を地域給支給地に指定せら
れたいとの請願。

第一二四七号 昭和二十七年十二月
十三日受理

宮城県増田町の地域給に関する請願
請願者 宮城県名取郡増田町長
鹿又峯治外八名

紹介議員 高田なほ子君 高橋進
太郎君

宮城県増田町は、名取郡の政治、経
済、交通、文化、教育の中心地である
が、日用必需品のすべてを隣接の仙台
市より購入する関係で物価は高く、し
かも本町より仙台市に勤務する公務員
に比し本町在勤公務員は地域給におい
て不遇の状態に置かれているから、本
町を地域給支給地に指定せられたいと
の請願。

第一二四八号 昭和二十七年十二月
十三日受理

三重県津市南御殿場三
重県教職員組合内 今
中原文夫

紹介議員 菊川 孝夫君

昭和二十七年十一月二十四日の人事院
勧告による地域給支給に関する法案審
議に際しては、三重県関係について桑
名市、松阪市、宇治山田市、上野市、
尾鷲町、木本町を三級地、菰野町、一
身田町、花園町、御園町、四郷村、鳥
羽村、箕曲村、拓植町、長島町、相賀
町を二級地に、城南村、深谷村、阿下
喜町、朝日村、大矢和村、三重村、井
田川村、神辺村、磯部村、神戸村、古
山村、花垣村、上津村、依那古村、入
鹿村、相野谷村、有井村、田丸町、豊

浜村、北浜村、有田村、城田村、下外
城田村、東外城田村、和具町、桂城村
を一級地にそれぞれ指定せられたいと
の請願。

第一二四九号 昭和二十七年十二月
十三日受理

岡山県鹿忍町の地域給に関する請願
請願者 岡山県邑久郡鹿忍町
長 横川豊治外三十一
名

紹介議員 黒川 武雄君 加藤
武徳君

岡山県鹿忍町は、東に牛窓町に接し、
瀬戸内海に面して海路阪神方面との連
絡および遠く九州方面との交通が開け
ており、陸路は岡山市へ通ずる線およ
び邑久町を経て万富駅へ通ずる線によ
り全国主要都市との交通極めて繁し
く、物資の交流もいちじるしく、従っ
て物価も主要都市に準ずる水準である
から、本町を地域給支給地に指定せら
れたいとの請願。

第一二五〇号 昭和二十七年十二月
十三日受理

高知県後免地区の地域給に関する請願
請願者 高知県長岡郡後免町土
佐長岡郡地方事務所内
藤平栄外十名

紹介議員 寺尾 豊君 入交
太蔵君

高知県後免町を中心とする長岡、野
田、大津、大篠、日章五村の後免地区
は、高知市の東に直接に隣接した香長
平野の中心に位置し、しかも全国的にも
高物価の高知市とあらゆる面において
差異がないにもかかわらず今回の人事
院の地域給に関する勧告において一割
の差があり人事運営等に重大なる影響
を与えるから、本地区を高知市同様に

域給三級地に指定せられたいとの請
願。

第一二五一号 昭和二十七年十二月
十三日受理

福岡県草野町の地域給に関する請願
請願者 福岡県三井郡草野町長
吉木光男外五名

紹介議員 吉田 法晴君

福岡県草野町は、久大線西鉄バスの便
良く、筑後川国立公園のセンターとし
ても同地方文化の中心地として発展し
ているが、地理的条件や農民中果樹園
芸に従事する者が多い等の点より商業
地的性格が強く、ことに久留米市への
一部合併実現後は同市の郊外都市とな
っているから、本町を地域給支給地に
指定せられたいとの請願。

第一二五二号 昭和二十七年十二月
十三日受理

福岡県大牟田市の地域給に関する請願
請願者 福岡県大牟田市市長 田
中忠蔵

紹介議員 吉田 法晴君

福岡県大牟田市は、三井鉱山を始めと
し、大規模な関連産業が多いため、特
別C、P、Sの指数が常に低く現れ、
全国でもまれに見る特別地域になつて
いるが、現在三級地としての当市と福
岡市および北九州五市と比べると同
市はだいたい不均衡を生じているから同
市の地域給を再検討の上四級地に指定
せられたいとの請願。

第一二五三号 昭和二十七年十二月
十三日受理

福岡県新宮村の地域給に関する請願
請願者 福岡県粕屋郡新宮村新
宮郵便局内 辻倉平外
九名

福岡県新宮村は、福岡市の発展に伴
い、漸次都市としての形態を具えつつ
あるが、衣料品その他日用品すべてを
福岡市経由に依存しているため、日常
物価は、福岡市より高く、その上食糧
品の生産が絶対量におよばないため、
野菜魚類等まで他より移入している実
情であるから、同村の地域給を三級地
に昇格せられたいとの請願。

第一二五四号 昭和二十七年十二月
十三日受理

宮崎市の地域給に関する請願
請願者 宮崎市議会議員 本島
才次郎外一名

紹介議員 三輪 貞治君

宮崎市は、宮崎県庁の所在地として交
通、教育、文化の中心地で生活程度が
高く、物価も極めて高いから、本市を
生活は困窮を窮めているから、本市を
地域給三級地に指定せられたいとの請
願。

第一二五六号 昭和二十七年十二月
十三日受理

宮崎県高千穂町の地域給に関する請願
請願者 宮崎県西臼杵郡高千穂
町長 佐藤寿

紹介議員 三輪 貞治君

宮崎県高千穂町は、西臼杵郡と熊本
の一部とを含めた地方における政治、経
済、交通、文化の中心地で山林、鉱物
資源の外自給移出物資をもたない純然
たる消費都市であつて、生活物資はす
べて熊本、延岡両市より移入している
ため物価は地域給三級地に指定されて
いる地区に等しい状況であるから、本
町の地域給を引き上げられたいとの請

願。

第二二五七号 昭和二十七年十二月十三日受理

鹿兒島県須賀町の地域給に関する請願

請願者 鹿兒島県須賀郡須賀町

長 梅井栄吉

紹介議員 佐多 忠隆君

鹿兒島県須賀町は、枕崎市とともに南薩地区における産業、教育、文化の中心地であり、戦災による全面的な壊滅から立ち上つて目覚ましい発展を遂げ、町民の生活は向上の一途をたどり、今や完全に都市的様相を呈しているが、一方物価は常に高く近時とみにこの傾向のいじりしものがあるから、本町を地域給一級地に指定せられたいとの請願。

第二二五八号 昭和二十七年十二月十三日受理

熊本県多良木町の地域給に関する請願

請願者 熊本県球磨郡多良木町

長 浅田正

紹介議員 深水 六郎君

熊本県多良木町は、球磨郡地内における政治、経済、交通、文化の中心地で、多くの官公庁が所在し、また球磨総合開発に基く電源開発の拠点として、盛況を極めていくが、ことに多良木木材の集散地として発展している。しかし九州山脈に囲まれた盆地であるため、生活物資の移入による物価高は、さきに地域給指定を受けた町村と同一水準にあるから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二二五九号 昭和二十七年十二月十三日受理

福島県日和田町の地域給に関する請願

請願者 福島県安積郡日和田町

昭和二十八年一月三十日印刷

長 伊藤亀三郎外百二

名 紅露 みつ君

福島県日和田町は、郡山市の北四キロの地点に位置する安積郡唯一の都市で、町内に東北最大の大変電所および給電指令所を有する町で、郡山市の郊外住宅地的性格の消費地域であるため、物価は郡山市に比し一割高となつてゐるから、本町を地域給支給地に指定せられたいとの請願。

第二二八一号 昭和二十七年十二月九日受理

公務員の越冬資金に関する陳情(二通)

陳情者 石川県河北郡三谷村字

岩出二ノ七三国立療養所

所医王國内 松本勇外

六十七名

国立療養所医王國所地三谷村は、金沢市の郊外にあつて、諸物価は金沢市より高いため、療養所の職員は生活に追われているが、とくに、本年同地方は、大水害をこうむつたため家財を流出した者もあつて、年末を控へ生活の困窮は見るにしのびえないものがあるから、この年末に際し最低生活ができるよう越冬資金を与えられたいとの陳情。

第二二九五号 昭和二十七年十二月十日受理

新潟県新潟市の地域給に関する陳情

陳情者 新潟県新潟市長 布沢

皆七外一名

新潟市は、新潟県下越地方における交通経済の要衝としてその名を知られ、新潟市に極めて近距離にあるとともに県都の玄関口であつて、諸物価ならび

に庶民階級の生活程度においては、同市とはとんだ大差ない実状にあるから、本市の地域給を現在の一級地から二級地に改訂せられたいとの陳情。

第二九六号 昭和二十七年十二月十日受理

教職員の給与ベース改訂等に関する陳情

陳情者 福島県伊達郡保原町福

島県立保原高等学校

内 氏家亮

教職員の聖職を全うしようとするとき、研究の土台となるものは経済維持であるが、現在の物価高では到底経済維持は困難な状態にあるから、一万六千八百円給与ベースの実施と年末手当二箇月分の支給を実現せられたいとの陳情。

第三〇九号 昭和二十七年十二月十一日受理

教職員の給与ベース改訂等に関する陳情

陳情者 三重県度会郡北浜村立

北浜中学校内 山中蔵

重外三十二名

日教組を始め全官公労組が要求している一万六千八百四十七円のベースアップと年末手当二箇月分の実現について特段の措置を講ぜられたいとの陳情。

第三一一号 昭和二十七年十二月十一日受理

埼玉県の地域給に関する陳情

陳情者 埼玉県知事 大沢雄一

去る十一月二十四日人事院は国会および内閣に対し地域給改訂の勧告を行つたが、埼玉県の地域給については、東京都に隣接する地理的關係および他の

都道府県との均衡上から、志木町、行田市、豊岡町、入間川町を二級地から三級地へ、春日部町、松山町、本庄町、上尾町、越ヶ谷町を一級地から二級地へ、越生町、毛呂山町、吉田町、藤沢村、入間村、原市町、戸塚村、片柳村、指扇村、岡部村、出羽村、大袋村、鷺宮町、川辺村、利島村を一級地へそれぞれ追加改訂せられたいとの陳情。

十二月二十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十二月三日)
一、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十二月六日)

昭和二十八年一月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局